

令和 7 年第 5 回（9 月）大潟村議会定例会  
 令和 6 年度大潟村決算特別委員会 会議記録  
 【 総務企画課・税務会計課・議会事務局 】

|               |                                 |            |              |
|---------------|---------------------------------|------------|--------------|
| 招集年月日         | 令和 7 年 9 月 9 日（火）               |            |              |
| 招集場所          | 役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」            |            |              |
| 開会日時          | 令和 7 年 9 月 9 日（火） 15:11 ~ 15:34 |            |              |
| 出席委員<br>(11名) | 委員長 松雪 照美                       | 副委員長 松橋 拓郎 | 委員 松本 正明     |
|               | 委員 菅原アキ子                        | 委員 川渕 文雄   | 委員 黒瀬 友基     |
|               | 委員 菅原 史夫                        | 委員 斎藤 牧人   | 委員 三村 敏子     |
|               | 委員 大井 圭吾                        | 委員 工藤 勝    | オブザーバー 丹野 敏彦 |
| 欠席委員<br>(0名)  |                                 |            |              |
|               |                                 |            |              |
| 出席職員<br>(17名) | 【特別職】 【議会事務局】                   |            |              |
|               | 副村長 小澤 菜穂子                      | 事務局長 近藤 綾子 |              |
|               | 【総務企画課】                         |            |              |
|               | 課長 石川 歳男                        | 課長補佐 遠藤 有子 | 主査 庄司 都志哉    |
|               | 主査 菅原 聰                         | 主査 相原 千里   | 主査 畠山 友伴     |
|               | 主任 土佐林 学                        | 主任 太田 翼    | 主任 夏井 健太     |
|               | 【税務会計課】                         |            |              |
|               | 課長 近藤 比成                        | 主査 宮田 文美   | 主査 石川 猛      |
|               | 主任 佐藤 文美                        |            |              |

|      |          |                                    |
|------|----------|------------------------------------|
| 付託事件 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度大潟村歳入歳出決算認定について             |
|      | 議案第 49 号 | 令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について  |
|      | 議案第 50 号 | 令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について |

| 発言者    | 発言要旨  |
|--------|---|
| 近藤事務局長 | <p>(開会 15:11)</p> <p>ただいまから、令和 6 年度大潟村決算特別委員会を開催します。はじめに、大潟村議会委員会条例第 8 条の規定により、委員長を選出していただきます。なお、委員長の選出においては、同条例第 9 条の規定により、年長委員であり</p> |

| 発言者    | 発 言 要 旨  |
|--------|--|
| 川渕仮委員長 | <p>ます川渕委員に仮委員長をお願いいたします。</p> <p>委員会条例にもとづき、私が仮委員長を務めることになりましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、令和6年度大潟村決算特別委員会を開会いたします。</p> <p>委員長の選出を行いたいと思いますが、申し合わせでは、各常任委員会の委員長が1年交替で特別委員会の委員長を務めることとなっております。</p> <p>今回もその申し合わせに則りまして、松雪照美総務福祉教育委員長にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>【異議なしの声】</p>  |
| 川渕仮委員長 | <p>異議がないようですので、今回は松雪総務福祉教育委員長に決算特別委員長をお願いいたします。</p> <p>それでは、松雪委員長よろしくお願いいたします。</p>   |
| 松雪委員長  | <p>ただいま決算特別委員長に選任されました松雪照美です。</p> <p>この特別委員会がスムーズに運営されますよう、委員の皆様方からご協力を頂きながら、委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、副委員長を選出したいと思いますが、選出方法はどのようにいたしますか。</p> <p>【委員長に一任の声あり】</p>  |
| 松雪委員長  | <p>委員長に一任との声がありましたので、私から総務福祉教育委員会副委員長の松橋委員を指名いたします。</p> <p>松橋副委員長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、あらためまして、「令和6年度大潟村決算特別委員会」を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席委員数は11名であります。定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議記録の署名は全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いいたします。</p> |

| 発言者   | 発 言 要 旨  |
|-------|--|
|       | <p>それでは、当特別委員会に付託された議案の審査に入ります。</p> <p>当委員会に付託された議案は、議案第48号から議案第50号です。</p> <p>審査は、総務部門から始まり、次に、福祉保健課部門、生活環境課部門、産業振興課部門、教育委員会部門の順に審査し、最後に総括質疑を行った後、討論、採決を行います。説明にあたっては、要領よく簡潔に、かつ明確に行うようにお願いいたします。</p> <p>それでは、決算概要について、当局の説明を求めます。</p> |
| 畠山主査  | 【資料に基づき説明】   |
| 松雪委員長 | <p>休憩します。(15:33)</p> <p>再開します。(15:33)</p>  |
| 松雪委員長 | <p>本日の審議はこれまでとします。</p> <p>再開は、9月11日木曜日の午前9時とします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p> <p>(散会 15:34)</p>  |

令和 7 年第 5 回（9 月）大潟村議会定例会  
 令和 6 年度大潟村決算特別委員会 会議記録  
 【 総務企画課・税務会計課・議会事務局 】

|               |                                 |               |              |
|---------------|---------------------------------|---------------|--------------|
| 招集年月日         | 令和 7 年 9 月 9 日（火）               |               |              |
| 招集場所          | 役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」            |               |              |
| 開会日時          | 令和 7 年 9 月 11 日（木） 8:58 ~ 11:40 |               |              |
| 出席委員<br>(11名) | 委員長 松雪 照美                       | 副委員長 松橋 拓郎    | 委員 松本 正明     |
|               | 委員 菅原アキ子                        | 委員 川渕 文雄      | 委員 黒瀬 友基     |
|               | 委員 菅原 史夫                        | 委員 斎藤 牧人      | 委員 三村 敏子     |
|               | 委員 大井 圭吾                        | 委員 工藤 勝       | オブザーバー 丹野 敏彦 |
| 欠席委員<br>(0名)  |                                 |               |              |
|               |                                 |               |              |
| 出席職員<br>(16名) | 【特別職】                           |               |              |
|               | 副村長 小澤 菜穂子                      | 代表監査委員 佐々木 秀樹 | 事務局長 近藤 紗子   |
|               | 【総務企画課】                         |               |              |
|               | 課長 石川 歳男                        | 課長補佐 遠藤 有子    | 主査 庄司 都志哉    |
|               | 主査 菅原 聰                         | 主査 相原 千里      | 主査 畠山 友伴     |
|               | 主任 土佐林 学                        | 主任 太田 翼       | 主任 夏井 健太     |
|               | 【税務会計課】                         |               |              |
|               | 課長 近藤 比成                        | 主査 宮田 文美      | 主査 石川 猛      |
|               | 主任 佐藤 文美                        |               |              |

|      |          |                                    |
|------|----------|------------------------------------|
| 付託事件 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度大潟村歳入歳出決算認定について             |
|      | 議案第 49 号 | 令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について  |
|      | 議案第 50 号 | 令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について |

| 発言者   | 発言要旨  |
|-------|---|
| 松雪委員長 | <p>(開会 8:58)</p> <p>9 日に引き続き、令和 6 年度大潟村決算特別委員会を再開いたします。ただいまの出席委員数は、11 名であります。定足数に達しておりますので、この委員会は成立いたします。本委員会の会議記録の作成については当局にお願いい</p> |

| 発言者          | 発 言 要 旨   |
|--------------|---|
| 庄司主査<br>石川主査 | <p>いたします。</p> <p>それでは、総務部門の一般会計歳入について当局の説明を求めます。</p> <p>【資料に基づき説明】</p>  |
| 松雪委員長        | <p>当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>  |
| 菅原(ア)委員      | <p>33 ページの総務管理費補助金として、権限移譲推進交付金の内容はどのようなものでしょうか。</p> <p>それともう 1 点ですが、42 ページの延滞金加算金および過料が、52 万 7,000 円とのことですが、金額等の大きなもので構わないので、どのような事例なのか教えていただけますか。</p>   |
| 遠藤課長補佐       | <p>最初の質問の権限移譲推進交付金について、お答えいたします。</p> <p>こちらは市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づきまして、国、県から権限移譲された事務の処理に伴う事務経費で県から権限移譲を受けている 114 件のうち、39 件に対する交付金です。</p> <p>具体的な事務処理内容としては民生児童委員の指揮監督や鳥獣捕獲許可証の発行、自立支援医療所得確認等の事務に係る権限移譲となっております。</p>   |
| 石川主査         | <p>もう一点のご質問の 42 ページ 20 款諸収入のうちの延滞金の内訳についてですが、収入済額 52 万 7,000 円のうち 50 万円については 1 名の方から納付いただいている状況です。この 50 万円についてはかなり大きな金額ですが、固定資産税の本税の滞納が長年続いている時期に延滞金として加算された額が多額に上っておりました。本人と面談を行い、本税の滞納については過去に解消しております。延滞金については、分納の確約を書面で提出していただいて、毎年度、50 万円納めていただくという誓約に基づき、納付いただいているところです。</p> <p>なお、当初予算計上においては、目の性質上、存置の 1,000 円としておりますが、毎年度の誓約に基づいて納めていただいておりますので、50 万円計上となっている状況です。</p> |
| 菅原(ア)委員      | <p>1 点目の権限移譲交付金に関しては、今回初めての交付金ではなく、従来か</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
|         | らのものとなるのでしょうか。   |
| 遠藤課長補佐  | 従来より措置されている交付金です。  |
| 菅原(ア)委員 | それから、延滞金のことですが、毎年 50 万円という金額は、大きなものかと思いますが、本人からきちんと納めていただいている中で、完納までの見通しを教えていただけますか。   |
| 石川主査    | ご本人より、毎年窓口に直接納付のため来庁された際に、近況について確認しております。こうした際に、経済的な状況で納付が困難だといった申し出があれば誓約の状況についても、当課としては相談対応可能ですが、現在のところまずこの 50 万円という金額について、毎年度遅滞なく納めていただいているという状況です。完納までには、もう数カ年要する予定となっております。   |
| 菅原(史)委員 | <p>村民税の件ですが、先ほど石川さんから説明があったのですが、監査委員の報告にも書いてあるとおり、調定や収入の処理誤り等と記載があるのですが、ここに書いていることは非常に重い話でもあります。</p> <p>もう少し、かみ砕いて説明していただきたいと思います。</p> <p>また、県民税の按分計算というものは、他の市町村も同じ作業を行っているかと思うのですが、作業そのものが複雑、煩雑だという話ならば、同様のミスが発生してしまうようなものなのか、原因として考えられるものはどのようなものでしょうか。</p>   |
| 近藤課長    | <p>ただいまの質問についてですが、まず誤りの金額としましては、調定額で約 175 万円、収入額が約 100 万円過大となっている状況です。誤りの内容については、昨年度から森林環境税が新たに追加されており、これについては県を経由して国へ納めるもので、1 人当たり均等割に 1,000 円分増加した形で課税されております。この部分の計算において、今までと計算が変わっており、その計算をする際に、誤りに気付かないまま進めてしまっていたということがありました。本来納めるべき額に関しては、途中で気づき修正対応していたのですが、気づく以前までの分が修正できないまま収まっていたということが、一つの大きな要因となっております。それ以外にも毎月の精査がきちんとできていなかつたことで、後日誤りに気づいて、都度修正するという作業が何度も行われたということもありまして、こうしたものが重なってしまい、最終的に精査しきれなかつたということでございます。5 月で出納閉鎖となりますので、金</p> |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 菅原(史)委員 | <p>額に関しては誤ったまま確定するという形を取らざるを得なかったということでございます。ただ、今後県との間で精算行為がありますので、そこで最終的な精算額を確定のうえ、調整させていただければと思っております。</p> <p>人的ミスは様々な要因が重なり、起こりうる話かとは思いますし、そのため DX 化などの取り組みも進めてきていることは理解しております。だからこそ、それがかなり煩雑な作業になっているのだとしたら、やはりこれは各市町村でやっぱり統一的な作業となるよう、県の方と考えていかないと今後もそういったミスが出てきてしまう懸念もあります。</p> <p>今回のこの決算書は、調定誤りとか収入誤りとかいろいろあったと伺ったのですが、これはそれを全部反映させて出来たものと考えていいのでしょうか。決算審査の時点で未だ原因が判明しない誤りがあったとの事ですが今回の数字が違うとなると話がおかしくなってしまいますので確認します。</p> |
| 近藤課長    | <p>まず、収入額に関しては実際入った金額としては合っているものになります。ただ調定額に関しては、金額に誤りがありますので、調定と収入の差額が本来正しい未納分ということになりますが、実際の未納分は今回挙がった数字よりも少ない金額になります。次年度の滞納繰越分において、未納分の調定が挙がってきますが、そこで正しい金額に調整させていただければと思っております。また、業務が電算化してきている一方で、複雑化してきているということもあり、担当者が使いこなせてない側面もあるのが実態です。加えて担当者の方でこれを理解して使いこなせたとしても、担当以外の者がチェックするというところで理解が追いついてない面もあるというのは感じております。</p>   |
| 菅原(史)委員 | <p>そうしますと、収入済額についてはまずこれは合ってると、調定額については、まだ不明な点があるから、通常ですと調定額から収入済額を引いた収入未済額が、滞納繰越分となるかと思いますが、必ずしもそうじゃないということですね。今回、村県民税の部分だけなのか確認させてください。</p> <p>システムに関しては、複雑になってしまっているとの事ですが、これは各自治体統一のシステム運用となっているものでしようか。それが使いづらいなら、やはりその大元といろいろと話して、できるだけヒューマンエラーを拾えるような形にしてもらうような要望も必要かと思いますが、考えを教えてください。</p>  |
| 近藤課長    | <p>まず 1 点目の金額の誤り部分ですが、村民税の部分のみになります。</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 菅原(史)委員 | <p>電子化に関しては、各自治体共通のシステムにはなりますけれども、担当者がまず理解して、使いこなすということが前提になるかと思います。</p> <p>確かに春先の異動等、いろいろ人事面でも大変だったとは思うのですが、まず誰が悪いという話ではなく、課のみでなく、庁内全体で重要な話なので、その部署に任せきりではなく考えていただきたいのですが、総務企画課長の考えを伺います。</p>   |
| 石川課長    | <p>昨年来、職員の事務ミスで議会の皆様にご報告した案件がいくつかあり、今回の件では、決算に関わる部分において監査委員からのご意見も載っております。</p> <p>税務会計課長から説明があった通り、システム事務の煩雑化という側面よりも今回の場合は職員の事務の理解が、追いついていなかったという部分があつたように感じております。</p> <p>職員の一人ひとりの業務量が過去に比べ、非常に多くなってきております。これは地方創生であったり、国の緊急の経済対策であったり、税制も頻繁に変わるとといったところへの理解がしっかりしてないという面もあるわけですが、その根底にあるのは一人ひとりの業務量が非常に増えてきたというところがありますので、適正な職員数をいかに持っていくかということも含めて、今庁内で検討を進めているところであります。</p> <p>また、近年病休あるいは働き方、ワークライフバランスの重要性もあって、育児休業等も取るのが普通になってきておりますので、そういった状況で職員の数が一時期欠けるといった対応もせざるを得ないというところで、こういった社会の働き方の変化に対応できるように、職員の定数について、検討することが一つと、あとは職員が欠けた場合のバックアップ体制、村は一つひとつの課が小さいわけですので、その課内だけで対応できないものについては、課を超えて、前任者や経験者の応援であったりということで対応をしているところですが、そこは万全の体制を敷いて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>まず全庁舎の中で、定数、定員も含めてなのですが、やはり業務の負担割合をきちんと把握することで、いろいろなミスというのも軽減される可能性はあると思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。</p>  |

| 発言者  | 発 言 要 旨  |
|------|--|
| 松本委員 | <p>総務費寄附金の企業版ふるさと納税寄附金についてですが、今回の1件10万円というのは、推移をみると、令和3年度で1,610万円、令和4年度で120万円、令和5年度も激減してきております。</p> <p>企業版ふるさと納税寄附金が制度としてできたのは、オリンピックのときだったかと思います。</p> <p>今後企業版ふるさと納税を進めていくという中で、1件しか実績がないということは、もう特に企業版ふるさと納税に力を入れてないものなのか、何かそれに付随する村としてのイベントで企業にお願いするものがないのか、企業版ふるさと納税という制度がある以上、これを企業に対してお願いをする、これは寄附金としてお願いすることなので、様々な事情があると思いますが実績として激減していること、1件しかないという現状をどう捉えているのか教えてください。</p> |
| 太田主任 | <p>企業版ふるさと納税に関してですが令和6年度の実績は委員のおっしゃる通り、1件の実績になっております。</p> <p>令和3年度、企業版ふるさと納税を始めた当初はやはり新しいということで様々な企業から寄附をいただけていたのですが、同じ企業から繰り返し寄附をいただくことはあまりなく、だんだんと件数自体は減ってきてている状況になっております。</p> <p>村としても企業版ふるさと納税制度がある以上、有効に活用していくかなければいけないと思いますので企業への呼びかけ等の対応は取っておりますが、実際のところ伸びていないというような状況になっております。</p>   |
| 松本委員 | <p>今後について新規案件を開拓していく、何かしらの方法というのを考えておりますか。</p>   |
| 石川課長 | <p>企業版ふるさと納税ですが担当から先ほど説明があった通り、機会を見て各課あるいは村長が上京した際に、様々な方とお会いしておりますので、そういった折に大潟村のPRをしているのですが、やはり企業にとってのメリット感が村に寄附をしても薄いということが一つあるのだろうと思います。</p> <p>松本委員がご指摘のとおり事業に対して、あるいは村づくりに対して、企業版ふるさと納税をいただきたいというこちらのアピールが大切だらうと思います。一つの貴重な財源ですので、その辺の組み立てについて、練り直しが必要だらうと考えております。</p>   |

| 発言者  | 発 言 要 旨   |
|------|---|
| 三村委員 | 庁舎使用料が令和5年度が56万5,144円で、令和6年度が47万5,404円と減っていますが、これはどういう理由によるものでしょうか。   |
| 宮田主査 | 令和5年度は1年間通して株式会社オーリスが庁舎を使用しておりましたが、令和6年度は途中で、新設した事務所に移動したということで、使用料が減ったものです。  |
| 黒瀬委員 | 23ページの総務管理使用料および41ページの財産貸付収入についてですが、財産調書の方で、5ページに旧特産品センターの土地が区分外になっており、普通財産になっているのですが、理由を教えてください。   |
| 近藤課長 | 財産に関する調書5ページの土地の決算年度中の増減高がプラスになっているという部分に関してかと思いますが、以前に普通財産に変更になっていたものの、財産台帳に載せられていなかつたということで、今回から載せさせていただいたというものです。  |
| 黒瀬委員 | <p>これに関連して2点、使用料と貸付収入に関してですが、おそらく財務規則と行政財産の貸付に関する条例等に基づいての金額で出していると思うのですが、近年諸々の物価上昇の中で、特に建物に関しては、相当修繕等にかかる経費がかかり増ししているかと思います。</p> <p>今後修繕していくのであれば、台帳に載っている金額をベースとしたペーセンテージになっている貸付料となるかと思うのですけれども、それが他の自治体と比べてみても相当低いように見て取れます。</p> <p>実際、昨年度の主な施策のところで一部貸し付けている建物の修繕費等が上がっていますけども、到底その貸付で賄えていけるのかなという不安もありますので、貸付金額の見直し、特に建物に関してその点どのようにお考えか伺います。</p> |
| 近藤課長 | 建物の貸付等にかかる金額ということですが、現在条例規則に基づいたもので計算しております。固定資産の評価額などそういったものに基づいておりますけれども、変更できるかというところについては今後、検討をしたいと思います。   |
| 黒瀬委員 | ぜひ検討していただければと思います。  |

| 発言者   | 発 言 要 旨  |
|-------|--|
| 三村委員  | <p>41 ページの市民農園の土地貸付ですが、令和 5 年のときに利用者から区画が大きすぎるという声があったと伺いましたが、それはどのように検討されたでしょうか。今回現場を見に行ったところ、使われていないところが草ぼうぼうになっていて、せっかくの市民農園がもったいないなという感じがするのですが、何とか利用してもらえるような方法がないかと思います。区画に関しては、令和 5 年度の決算の際に出てたかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>   |
| 庄司主査  | <p>三村委員のご質問ですけれども 5 年度の決算でも、利用人数利用区画数が減少してきているということで、その要因の一つに区画が少し大きくて、使いづらいというような話もあるというご報告をさせていただきました。</p> <p>市民農園は、従来、空いてる区画に関しては利用者の方が管理してもらうようになっていたのですが、近年空区画が多く、それも難しいということで、近年は村の方で草刈りを委託しているのですけれども、頻繁に実施という対応もまた難しく、タイミングによっては草が繁茂してするような時期も出てきてしまっているので、やはり一番は利用人数を増やしたいというところであります。</p> <p>区画を分けるのも一つかと考えたのですが、どうしても縦長になってしまい、横に分けると奥の人が使いづらいというようなところもあって、なかなか難しい問題もあります。当面は、村営住宅が北や中央に増えてきておりますので、そういったところに入ってる方々などにも個別に案内を出すなどして、利用者の確保を図っていきたいと考えているところです。</p> |
| 松雪委員長 | <p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>  |
| 松雪委員長 | <p>ないようですので、決算概要並びに総務部門の一般会計歳入部分についての質疑を終わります。</p>   |
| 松雪委員長 | <p>休憩します。 (10:09)<br/>再開します。 (10:19)</p>   |
| 松雪委員長 | <p>休憩前に引き続き会議を進めてまいります。</p> <p>次に、総務部門の一般会計歳出部分について、当局の説明を求めます。</p>  |
| 近藤局長  | <p>【資料に基づき説明】</p>  |

| 発言者   | 発 言 要 旨   |
|---|---|
| 遠藤課長補佐<br>土佐林主任<br>庄司主査<br>宮田主査<br>太田主任<br>夏井主事<br>菅原主査<br>石川主査 |   |
| 松橋副委員長  | 73 ページのコンビニ交付サービス導入事業は、コンビニで各種証明書が取れるという事業だと思いますが、令和 6 年度のコンビニ納付の利用実績について教えてください。   |
| 菅原主査  | 今、手元に資料がないので、後ほど回答いたします。  |
| 松橋副委員長  | 令和 5 年度と比較して増えたか減ったかというのも知りたいです。  |
| 菅原主査  | 実施が令和 5 年度末の令和 6 年 3 月からの導入ですので、令和 5 年度との比較は難しいと思います。   |
| 大井委員  | 63 ページの村づくり計画のことで、委託料の 660 万円の使い道について、詳細を教えてください。   |
| 遠藤課長補佐  | 総合村づくり計画の委託料の内訳についてですが、主なものは研究員の人件費です。総合村づくり計画のデータ分析やアンケート調査などを実施した他、村民ワークショップや審議会の資料づくりや進行が委託内容となっております。その他にも、アンケート調査票の印刷に伴う費用もあります。 |
| 大井委員  | 外部に委託しているという理解でよろしいでしょうか。   |
| 遠藤課長補佐  | 株式会社ぎょうせい東北支社に委託しています。  |
| 大井委員  | 委託期間について教えてください。  |
| 遠藤課長補佐  | こちらの総合村づくり計画は 2 ヶ年で策定する予定で、令和 6 年度、令和 7   |

| 発言者  | 発 言 要 旨   |
|------|---|
| 大井委員 | <p>年度の2ヶ年委託することになっております。</p> <p>次に選挙関係の質問ですが、先日、村民の方からも意見がありまして、県立大学に出張投票所を設置し、期日前投票できるようにしたら、学生の関心も高まり、投票率も上がるのではないかという意見がありました。村としてそのような考えはないでしょうか。</p> |
| 菅原主査 | <p>委員のおっしゃるとおり、村内に大学の寮がありますので、そちらに投票所を設ければ投票率が上がるのではないかとの話は内部でも出ておりまして、人員確保の課題はありますが、設置に向けて検討している段階です。</p>  |
| 大井委員 | <p>いつから実施するか具体的に考えているでしょうか。</p>   |
| 菅原主査 | <p>何事もなければ今後しばらく選挙がありませんので、いつからという具体的な話しにはなっていませんが、先日県からの調査があり、大学寮への投票所設置について県とも相談をしておりまして、遠くない未来に実現する見通しでいます。</p>  |
| 大井委員 | <p>衆議院とかいつ解散になるかわかりませんので、なるべく早めの対応をお願いします。</p>  |
| 菅原主査 | <p>先ほどの松橋委員からのコンビニ交付の利用実績に関する質問への回答ですが、令和6年度中全体で333件の利用実績があり、内訳としましては、住民票の写しが173件、印鑑証明が87件、税の証明書が19件、戸籍が40件、戸籍の附票写しが14件という内訳になっております。</p>                 |
| 黒瀬委員 | <p>65ページのマイタウンバスの運行事業についてですが、運転手の人員が足りなくて減便になっているようですし、今後の運行に不安が残るのですが、協議会の方で現在課題になっていることはありませんか。</p>   |
| 夏井主事 | <p>大潟村と八郎潟町、そして五城目町で地域公共交通活性化協議会を作つて協議しております。確かに運転手の不足によって減便の対応を取らなければならぬという事態が起こっておりますが、協議会ではそのことについては協議しております。</p>                                      |

| 発言者  | 発 言 要 旨  |
|------|--|
| 黒瀬委員 | 利用者から増便を求める要望は出ていませんか。もししくは、村からの要望や意見は協議会に対して出していないのでしょうか。   |
| 夏井主事 | 大潟村行きの 21 時の便については高校生等から復活の声があるものの、利用者数がかなり少ないため、村から協議会に対して要望は出しておりません。  |
| 黒瀬委員 | 少数意見だから切り捨てていいというわけではないと思いますので、村として丁寧に要望するべきとも思いますので、丁寧な検討をお願いしたいです。   |
| 石川課長 | マイタウンバスの乗車総数は右肩下がりではありますが、3 町村共通の思いとして地域公共交通は継続したいと考えています。運転手の人員不足に加えて乗車人数も減少しているなかで、どのように折り合いをつけて必要な便数を確保していくかを継続して検討してまいります。   |
| 黒瀬委員 | <p>ライドシェアですか、協議会以外の公共交通についても考えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、企業版ふるさと納税の推進について、予算はあると思うのですが、決算はどうだったのか教えていただきたいです。</p> <p>また、ポルダー婚活イベントについてどのような成果が出ているのかお聞かせ願います。</p> |
| 太田主任 | 1 点目の企業版ふるさと納税の予算についてですが、こちらについては、村長が東京に上京して、企業に PR するというような特別旅費を予算措置しておりましたけれども、単体で行うということはせず、他の業務と併せて実施してきましたので、令和 6 年度の支出はありませんでした。   |
| 夏井主事 | 2 点目のポルダー婚活事業については、令和 6 年度婚活イベントを 5 回実施しております。中止等はなく、予定通り開催しておりますが、規模は縮小しております。コロナ禍を経て大人数のイベントではなく、参加者のニーズに合わせた形で小規模のイベントを実施しております。  |
| 黒瀬委員 | 成果や評価についてはいかがでしょうか。  |
| 夏井主事 | これまで様々なイベントを実施し、大潟村ポルダー結婚支援センター主催のイベントで成婚されたのは 7 組です。  |

| 発言者    | 発 言 要 旨   |
|--------|---|
| 黒瀬委員   | <p>同じく 67 ページで、情報発信者活動支援補助金と住まいづくり支援事業費補助金について、実績の内訳を教えてください。</p> <p>また、情報発信者に関しては、活動内容を教えていただければと思います。</p>   |
| 太田主任   | <p>まず住まいづくり支援事業費補助金についてご説明させていただきます。主要な施策の資料にもありますとおり、令和 6 年度の実績としましては、宅地購入型補助金が 1 件 100 万円、持ち家リフォームに関する補助金が 2 件 92 万 7,000 円の交付を行っております。</p> <p>次に、情報発信者活動支援補助金については 2 件ございまして、1 件目が水上スキーの振興に関わる活動として 10 万円、もう 1 件が彫刻の展示会出展に伴う費用としまして 10 万円、合計 2 件 20 万円の支出となっております。</p> |
| 黒瀬委員   | <p>69 ページの大学等との包括連携協定事業のフィールドワーク交流活動事業費補助金について、こちらの件数と内訳を教えていただければと思います。</p> <p>もう一点、55 ページの負担金補助及び交付金の提言・実践首長会負担金、内外情勢調査会負担金、秋田さきがけ政経懇話会負担金について、会の内容は分かりますが、実際どのような形で村が参加しているのか実績等を教えてください。</p>  |
| 畠山主査   | <p>大学等との包括連携協定事業のフィールドワーク・交流活動事業費補助金の実績については、令和 6 年度東京農業大学 1 件 23 万 4,000 円となっております。活動の内容としましては、大潟村の成り立ちや取り組みについて、東京農業大学の学生が実際に大潟村を訪れて農家や企業と意見交換して、文化祭で企画展として発表し、文化祭が終わってから、その際に展示したパネルを持ってきていただいて千拓博物館で特別展示を行ったという実績がございます。その特別展示については、広報等で周知しております。</p>                 |
| 遠藤課長補佐 | <p>提言・実践首長会負担金については、地域主導の地域作りや現場の声に基づく地方分権を目指して、全国多くの首長が入会し、勉強会や意見交換を行っているものです。</p> <p>内外情勢調査会負担金については、全国の企業経営者や官公庁の代表者が加入しております。講演活動を通じて国内外の諸情勢を情報共有できる団体でございます。全国懇談会等秋田県支部での意見交換会、支部交換会がありまして年間 10 回ほどの講演会が開催されております。最近はオンライン講演も多く、</p>                                 |

| 発言者    | 発 言 要 旨   |
|--------|---|
|        | <p>村長もできる限り出席しております。</p> <p>秋田さきがけ政経懇話会については副村長が会員として参加しております。月1回程度秋田市で定例会が開催されており、専門家を招いて様々なテーマで講演会を行っており、こちらについても都合がつけば参加しています。</p>   |
| 黒瀬委員   | <p>都合がつけばということですが、オンラインも含めて有効活用されればいいのですが、出席状況はどうでしょうか。</p> <p>また、フィールドワーク交流活動事業について、昨年度実績1件ということで包括連携協定を結んでいる大学が対象だったと思いますが、フィールドワークが増えてきていると思いますので、今後、対象を包括連携協定に限らずにするとか、逆にこの事業を連携協定に繋げるといったことなども考えていったらいいと思うのですが、いかがでしょうか。</p> |
| 遠藤課長補佐 | <p>出席回数については、今、手持ちの資料がございませんので、後ほど正確な回数についてお答えいたします。</p>  |
| 石川課長   | <p>フィールドワークの今後についてですが、これをきっかけにいろんな広がりがあるという可能性もありますので、検討していきたいと思います。</p>  |
| 三村委員   | <p>57ページの大潟村創立60周年記念特別番組制作費は放送局から話があり補正があったかと思いますが番組をみてどうだったかなと感じました。費用対効果としてはどのように考えられているのでしょうか。</p>   |
| 土佐林主任  | <p>特別番組につきまして費用対効果の分析は出来ていませんが、出演してくださった鈴木絢音さんにつきましてはSNSの登録者数も数万人ということで影響力がありますし、視聴率は放送時間帯における秋田県の世帯視聴率としては1位だったということで、一定の効果や影響があったと考えております。また番組と連携して観光マップを作成したり、鈴木さんのSNSで発信をしていただけたりして知名度の向上への効果もあったのではないかと考えております。</p>          |
| 三村委員   | <p>総合村づくり計画の監査報告の意見についてはどのように考えられているのでしょうか。</p>   |
| 遠藤課長補佐 | <p>監査の指摘にもありましたように、1者隨契の理由としましては、総合村づくり計画はまず村の最上位計画であり、各種の個別政策計画との整合性が求め</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
|         | <p>られるものです。これまで第2期総合村づくり後期計画や、公共施設等総合管理計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、自殺対策計画、子ども子育て支援事業計画などに携わった実績により、村の人口推移や就業構造、地域経済状況と村の現状や課題に対応した各種施策の方針を適切に理解しており、計画策定に係る方法や他分野の計画に関する専門知識と基礎知識を保有しております。受託業者に、村の実態や地域特性や政策内容等をまず理解してもらうというプロセスが必要になりますが、そのプロセスが唯一不要な業者でございます。特に村づくり後期計画を策定したときのバックデータを全て有していることから、直近データのみを集約するだけで新たな現況把握のための資料収集や調査は不要であります。このことから多くの業務負担が発生せず、保有しているデータを最大限活用することにより、研究員の作業時間が短縮されることで、人件費、委託料が削減されます。また、自治体の個別計画に携わっている実績や、先進的なまちづくり事例に関する図書の発行を通して、多角的視点からの情報の提供を期待できる他、今回、村づくりワークショップも行いましたがそれらの進行も慣れております。事前情報の抽出や整理が効率よく実施できることを総合的に考えまして、随意契約としたものでございます。</p> |
| 石川課長    | <p>補足ですが、遠藤が説明したとおり、事業者の優位性を認識した上で判断しましたが、監査委員の意見として契約手続きにおいて経済性、公平性の十分な検討を望むということありますので、今回のようなケースについて、必ずしも価格競争だけではなくて、その事業者の優位性が判断できるようなプロセス、例えばプロポーザルなど、一定の手続きを踏み、公平公正な透明性の高い契約事務を進めるように今後努めてまいりたいと思います。</p>   |
| 菅原(史)委員 | <p>67ページ地域おこし協力隊事業は国から特別交付税がくるものですか。歳入部分はどの部分になるのでしょうか。この事業の2,384万円の金額のうち、どのくらいの割合が入ってくるのか教えてください。もう一点、令和6年度は6名ということですが、それぞれ行っている仕事と何年目かということも教えてください。また、3年が基本的な任期だと思いますが、それ以降の意向を把握出来ているのかを含めてお願ひします。</p>   |
| 庄司主査    | <p>地域おこし協力隊事業に関しては特別交付税の措置がございます。歳入の21ページ、10款地方交付税2節特別交付税の中に含まれております。基本的には上限がありますが全額措置されているものと認識しております。後ほど金額についてはお答えさせていただければと思います。</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 太田主任    | <p>隊員の状況についてご説明いたします。令和3年10月に、活動開始した者が1名おります。年度の途中で育休を挟んでおりますので、そちらの期間を除いて3年間ということで現在も任期中となっております。令和5年4月からが1名、令和5年11月からが1名、令和6年4月からが3名の状況となっており、令和6年度時点で活動中の6名となっております。今年度末で任期が切れる者が2名おり、その方たち含めて今後について話をさせていただいております。それぞれ考えているビジョンがあり、2人とも大潟村への定住を希望しているので、支援できるところは支援していきたいと考えております。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>定住はありがたいことですし、色々な部分でフォローをしてもらえばと思います。</p> <p>69ページ子どもの遊び場創生事業はオーデンパークのことでしょうか。利用状況や人数は分からぬと思いますが、周りの評価等どのような感じでしょうか。時間帯によるかもしれません、遊んでいる子供あまり見受けられず、遊具はあるが殺風景に感じています。また管理は委託していますか。</p>  |
| 太田主任    | <p>令和6年度には遊具を2つ配置いたしました。利用者数や利用状況は把握できておりませんが、多世代の低学年から高学年まで一緒に遊べる場として一定の評価を受けていると認識しております。管理はシルバーに委託し、草刈り等をお願いしています。菅原委員のご指摘のとおり、まだ遊具を置けるスペース自体はあると思っております。令和7年度につきましては新規の遊具設置の予算などはとっていない状況ですが、今後も村民の要望を聞きながら必要であれば追加で整備ということも考えてまいります。</p>  |
| 菅原(史)委員 | <p>村民の認知度についてもどのくらいあるのか分からぬということもあります。村民への働きかけを含め、利用しやすくした方が良いかと思います。</p>  |
| 石川課長    | <p>遊具の設置だけでは、なかなか利用の頻度が高まらないかと思います。こちらから人が集まるような仕掛けをやっていけるかどうかその辺も考えながら、活用度を上げるように考えて参りますのでよろしくお願ひいたします。</p>   |
| 大井委員    | <p>旅費の規定は総務の方で発案されるということですか。聞きたいのは、前に勤めていた団体だと出張の交通費は定額で、宿泊費と日当が決まっています。交通費は実費で精算されて、宿泊費と日当は定額があらかじめ決められて</p>  |

| 発言者          | 発 言 要 旨   |
|--------------|---|
| 遠藤課長補佐       | <p>行くと思いますが、昨今、物価高が進み、旅費も実際に変更したり、金額を変えたり対処していますか。現状の日当の金額も教えていただければと思います。</p>  |
| 大井委員         | <p>県外出張についてご説明いたします。村は交通費は実費となっており、職員の申し出により支払いしております。宿泊費については 13,100 円の定額、他に日当が 2,200 円となっております。</p> <p>しかし昨今、宿泊料が増額傾向にあることから、国はこれまで定額としてきた宿泊料について、宿泊地に応じて上限額を定めて実費支給にするという旅費規定の改正を令和 7 年 4 月 1 日から施行しております。</p> <p>村も、昨年あたりは土日祝日や宿泊地等によっては、定額宿泊料におさまらないというケースが発生し、定額宿泊料を超えた部分は自己負担で支払うということで対応していました。しかし、今回の国の旅費規定の改正に伴い、国の規定全ての項目に準じたわけではありませんが、基本は 13,100 円の定額宿泊料とはするものの、その額を超えた部分は、国の上限額 19,000 円までは実費で支給することに、村規定を今年度から改正しております。その場合、あらかじめ事前に総務企画課と相談の上、旅費を支給することとしております。</p> |
| 石川課長         | <p>13,100 円を超える場合は実費で、上限が 19,000 円、都内の場合となると行くたびにオーバーしたらまた精算となり手間が増えるので、規定を変えるのか金額を変えるのか、手間のかからないやり方で今後考えてほしいです。</p>  |
| 大井委員         | <p>旅費規定については条例に基づいております。現在の村の条例は県と同じやり方としています。国はいち早く実費支給方式に変えています。村は従来通り、基本は定額支給で、一部実費支給になっております。定額支給で支払精算事務の簡素化を図っておりましたがご承知の通り昨今の物価高で追いついてないという部分があるので、今後県の条例改正等あるいは周辺市町の状況を見ながら対応させていただきたいと思います。</p>   |
| 石川課長<br>川渕委員 | <p>手間などの問題ないのでしょうか</p> <p>旅費の場合は必ず精算という行為が必要になりますので、そのような部分を考えて検討していかなければと思います。</p> <p>69 ページのポルダー婚活支援センター補助金ですが、毎日田んぼに出ると非</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
|         | <p>常に大潟村の場合は男女の出会いの場が少ないとと思います。その上でこの事業は本当にありがたいと思いますが、2, 3年くらいの間に何組の方にご縁がありましたか。</p>  |
| 夏井主事    | <p>ここ 2, 3 年のイベントを通じた成婚数は 1 組となっております。</p>   |
| 松雪委員長   | <p>他にございますか。<br/>では先ほどの菅原史夫委員からの特別交付税の質問について回答をお願いします。</p>   |
| 庄司主査    | <p>菅原史夫委員からの地域おこし協力隊に対する交付税について、特別交付税に全額交付されております。歳入の 21 ページの 1 億 2, 155 万 6, 000 円の中に含まれております。地域おこし協力隊に関する交付税は上限がございますが、その範囲内で事業を推進しているところです。また報酬以外ですと募集に係る経費、協力隊員が使用する車両のリース料、住宅の家賃も交付対象経費に含まれております。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>地域おこし協力隊事業 2, 384 万 5, 354 円は特別交付税の 1 億 2, 000 万円に入っているという理解でよろしいですか。特別交付税でその内訳はもちろんわかるようにはなっていますか。</p>   |
| 庄司主査    | <p>算定の内訳につきまして、特別交付税は 12 月と 3 月に交付され、それぞれ県から示されておりますので、わかるようになっております。</p>  |
| 菅原(史)委員 | <p>ちなみに上限というのは一人あたりどれくらいでしょうか。報酬等に関しては上限内である程度、調整できるというような理解でよろしいでしょうか。</p>  |
| 太田主任    | <p>1 人当たりの上限になりますが、令和 6 年度時点だと 520 万円になります。内訳としましては報償費等が 320 万円でその他の活動経費が 200 万円です。区分をこえての流用は出来ませんが、合計して 520 万円というような状況になっております。</p>   |
| 松雪委員長   | <p>休憩します。 (11 : 38)<br/>再開します。 (11 : 40)</p>   |

| 発言者   | 発 言 要 旨  |
|-------|--|
| 松雪委員長 | 他にございませんか。   |
| 松雪委員長 | 【なしの声】<br><br>ないようですので、総務部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。<br>以上で総務部門についての質疑を終わります。<br>休憩します。(11:40) |

令和 7 年第 5 回（9 月）大潟村議会定例会  
 令和 6 年度大潟村決算特別委員会 会議記録  
 【 福祉保健課 】

|               |                               |              |              |
|---------------|-------------------------------|--------------|--------------|
| 招集年月日         | 令和 7 年 9 月 9 日（火）             |              |              |
| 招集場所          | 役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」          |              |              |
| 開会日時          | 令和 7 年 9 月 11 日（木）13:28～14:50 |              |              |
| 出席委員<br>(11名) | 委員長 松雪 照美                     | 副委員長 松橋 拓郎   | 委員 松本 正明     |
|               | 委員 菅原アキ子                      | 委員 川渕 文雄     | 委員 黒瀬 友基     |
|               | 委員 菅原 史夫                      | 委員 斎藤 牧人     | 委員 三村 敏子     |
|               | 委員 大井 圭吾                      | 委員 工藤 勝      | オブザーバー 丹野 敏彦 |
| 欠席委員<br>(0名)  |                               |              |              |
|               |                               |              |              |
| 出席職員<br>(13名) | 【特別職】                         |              |              |
|               | 副村長 小澤 菜穂子                    | 代表監査委員 佐々木秀樹 | 事務局長 近藤 綾子   |
|               | 【福祉保健課】                       |              |              |
|               | 課長 北嶋 学                       | 課長補佐 進藤 智哉   | 主査 池田 龍成     |
|               | 主任 角田 伸代                      | 主事 宮戸 朱希子    | 主事 安田 麻鈴     |
|               | 主事 佐藤 佑樹                      |              |              |
|               | 【保健センター】                      |              |              |
|               | 主事 佐藤 香恵                      | 技師 伊藤 茂美     | 保健師 近藤 幸希    |
| 【総務企画課】       |                               |              |              |
| 課長補佐 遠藤 有子    |                               |              |              |

|      |          |                                    |
|------|----------|------------------------------------|
| 付託事件 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度大潟村歳入歳出決算認定について             |
|      | 議案第 49 号 | 令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について  |
|      | 議案第 50 号 | 令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について |

| 発言者   | 発言要旨   |
|-------|--|
| 松雪委員長 | 再開します。（13:28）  |
| 松雪委員長 | 休憩前に引き続き会議を進めてまいります。<br>はじめに、午前中の答弁保留となっていた件について、当局よりお願ひしま |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 遠藤課長補佐  | <p>す。</p> <p>提言・実践首長会等の開催回数と参加した回数についてご質問がありましたのでお答えいたします。</p> <p>提言・実践首長会につきましては年2回の開催のうち令和6年度の実績としては1回参加しております。こちらはZoomでの参加でございました。</p> <p>内外情勢調査会につきましては、10回開催されたうち5回村長が参加しております。</p> <p>次に56ページの秋田さきがけ政経懇話会につきましては、12回開催されたうち8回の参加となっております。以上です。</p> |
| 松雪委員長   | <p>ここからは福祉保健課部門の審査を行いますが、福祉保健課の担当する部門には、一般会計と特別会計の両方が含まれております。</p> <p>初めに一般会計の審査を行い、その後、特別会計の審査を順次行います。</p> <p>では、福祉保健課部門の審査を行います。</p> <p>一般会計歳入部分について当局の説明を求めます。</p>  |
| 進藤課長補佐  | <p><b>【資料に基づき説明】</b></p>   |
| 松雪委員長   | <p>当局の説明が終わりましたので、歳入部分について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>   |
| 菅原(史)委員 | <p>35ページの県補助金の福祉医療費補助金ですけど、マル福だと思うんですけど、村は県に先駆けて高校生までの拡大を何年か前にしたんですけど、それまでは村単独で村の財源であったと思いますが、こちらは県も高校生まで福祉医療費が拡大し、この部分の村の負担というのはどのような感じになるんでしょう。</p>  |
| 宍戸主事    | <p>県では、令和6年度の8月に要綱改正し、高校生まで拡充しております。</p> <p>県が2分の1、村も2分の1の負担となっております。</p>  |
| 菅原(史)委員 | <p>令和6年8月からということですけど、村の負担はそれまでと比べて減ったという理解でいいんですよね。</p> <p>今まででも村は高校生までマル福を負担してたんですよね。それまでは県は中学校までの負担だったと。それが去年の8月から県も高校生までに範囲を拡</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 北嶋課長    | 大したということで、2分の1だとなんか負担が増えてるような感じするんですけど違いますか。  |
| 菅原(史)委員 | 整理させていただきますと、県の方が村より1年遅れて高校生まで対象としたかと思います。それを考えれば、村の負担は減ったと考えております。   |
| 北嶋課長    | <p>今まで、県は中学生までは2分の1ずつ負担していて、高校生については村だけが負担したと。</p> <p>それが、高校生の部分も2分の1県も負担しますよっていうことに、去年の8月になりました、というような理解でよろしいんですか。</p>   |
| 菅原(史)委員 | お見込みの通りです。  |
| 宍戸主事    | 決算書で、当初の予算より調定額と収入済額も増えているのは、県が6年の8月からそういう対応になったから、その分増えたという理解でよろしいですか。   |
| 松本委員    | その通りです。   |
| 角田主任    | <p>2点ほどお伺いします。</p> <p>25ページの総務手数料、戸籍住民基本台帳手数料がかなり上がったと思うんですけど、特別な何かがあったんでしょうか。</p>  |
| 松本委員    | <p>戸籍住民基本台帳手数料が予算額より調定額収入済額ともに増額した理由になるんですけども、令和6年3月に戸籍法の改正が入りまして、どこの市町村でも全国の戸籍が取れる戸籍の広域交付制度が始まりました。</p> <p>そのため亡くなられた方の、生まれてから亡くなるまでの戸籍の請求が窓口で1本でできる、いろんな市町村に行かなくてもできるという形になったので、戸籍の発行部数が大幅に増になりまして手数料の方が増額になっております。</p> <p>また、コンビニ交付の開始に伴いまして、コンビニの方で発行手数料がかかる等の理由により、手数料条例の改正をかけまして、住民票・印鑑証明等の発行手数料を150円から200円に増額しております。</p> <p>34、35ページですね。保健衛生費県補助金、保健センター費補助金で、地域</p> |

| 発言者  | 発 言 要 旨   |
|--|---|
|  | <p>自殺対策強化事業費補助金が去年よりかなり減額していて、昨年だと 220 万ぐらいあったんですけど、今年は 81 万ということで何か特別、県の対策が変わったのか。何かあったのか。</p> <p>それとも何か特別な事業が縮小がされたのかお聞かせください。</p>  |
| 北嶋課長   | <p>保健センターに確認させていただければと思いますので、後で回答させていただきます。</p>   |
| 松雪委員長  | <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【なしの声】</p>  |
| 松雪委員長  | <p>ないようですので、福祉保健課部門の一般会計歳入部分についての質疑を終わります。</p> <p>続いて、福祉保健課部門の一般会計歳出部分について、当局の説明を求めます。</p>  |
| 進藤課長補佐<br>池田主査<br>角田主任<br>宍戸主事<br>安田主事<br>佐藤(佑)主事<br>佐藤(香)主事 | <p>【資料に基づき説明】</p>   |
| 松雪委員長  | <p>当局の説明が終わりましたので、福祉保健課部門の一般会計歳出部分について質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>  |
| 佐藤(香)主事  | <p>先ほどの菅原委員の歳入に関するご質問にお答えします。</p> <p>地域自殺対策強化事業費補助金が前年度よりも大幅に減っている理由についてですが、5 年度は第 2 期大潟村自殺対策計画の改定がありまして、それに伴う補助金があったため 5 年度は多くなっております。</p> <p>6 年度のこの 81 万円に関しては平年通りの金額になっております。</p> |
| 大井委員   | 89 ページの高齢者の運転寿命延伸プロジェクト運営業務委託料なんですか   |

| 発言者   | 発 言 要 旨   |
|-------|---|
|       | <p>ど、実際に、免許返納してる人が増えたとか減ったとか、そういったデータはありますか。</p> <p>このプロジェクトの効果というものは、どんな形で出るのでしょうか。</p>  |
| 近藤保健師 | <p>高齢者の運転寿命延伸プロジェクトですが、免許返納については警察での数の把握になるためこちらでは数の把握はできておりません。</p>  |
| 大井委員  | <p>このプロジェクトの内容は運転シミュレーターを使ったりとか、そういった内容なんでしょうか。また、年に何回かある感じでしょうか。</p>   |
| 近藤保健師 | <p>プロジェクトの内容としましては、生涯にわたり安全に自動車運転免許を持ち続けるための仕組み作りというところで、村民の自律的な運動の継続、あるいは免許返納を支援するということについて検討している段階です。</p> <p>現在の具体的な取り組みとしましては、自動車シミュレーターを導入して、隨時対応できるようにしており、認知反応検査などの運転技術の練習及び評価が行うことができます。</p> <p>令和6年度は延べ79人が体験されています。令和6年度はシミュレーターの体験でしたが、今年度は高齢ドライバーの安全運転をテーマにJAFからの講話と実車訓練を実施して、継続して取り組みを進めています。</p> |
| 大井委員  | <p>シミュレーターは村にあって、年間17万5,560円で借りていて、いつでも使えるという感じになっているという理解ですよね。</p> <p>実際に現場でやってみて、体験者の感想とかそういうのがあれば聞かせてもらいたいです。</p>  |
| 近藤保健師 | <p>シミュレーターはふれあい健康館の方に常設しています。いつでも体験できますが、職員がいないと操作が難しいため予約制しております。</p> <p>4つの項目があるんですけれども、認知症の専門医の先生やプロジェクト内での話し合いで、とりあえず、認知反応検査という信号の色に対するペダル操作をする認知反応検査を行っているところです。</p> <p>体験される方は、しっかりできている方が大半で、改めて、画面に示される信号の色を見て反射するっていう体験が、日頃の運転にも繋がるというのが、評価というよりも、自動車運転技術の練習みたいな形になっていてよかったですという反応をいただいています。</p>     |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 大井委員    | <p>高齢者の運転になると危ないからやめて欲しいとかっていう意見もいろいろあったりするんですけど、こういう地方になると行動範囲が狭まっちゃうと余計に認知症が進んでしまうとか、そういうふうなジレンマもあったりする中で、なるべく運転寿命が延びるには越した事はないと思うんですけど、やはり、ちょっと危ないなという人に対しては、注意が必要とか、返納を考えた方がいいとかの指導も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> |
| 近藤保健師   | <p>今後、免許返納の支援に繋がるような取り組みにも繋げていけたらと思います。</p>   |
| 北嶋課長    | <p>補足させていただきますと、このプロジェクトには緑ヶ丘病院の先生や秋大の先生にも加わっていただいております。</p> <p>先ほどの反射テストですか、そういうデータ等を判断していただいて、そちらに誘導することもできるかなと。判断してもらえるようなプロジェクトにはなってるのかなというふうには思っております。</p>   |
| 菅原(ア)委員 | <p>105 ページの帯状疱疹予防接種扶助費として 131 万円示されております。</p> <p>133 件の対象になっているわけで、6 年度の新規事業として補助対象になったわけですが、村全体の 65 歳以上が確か対象者だと思うんですが、その人数に対して、この初年度の 133 件というのは、率にして何%ぐらいの方が受診されたというふうにみてるでしょうか。</p>                                |
| 佐藤(香)主事 | <p>率は計算していないんですが、令和 6 年度帯状疱疹の実績は生ワクチンが 5 名、不活化ワクチンが 71 名となっております。</p> <p>65 歳以上の接種率を確認して後ほどお伝えいたします。</p>  |
| 菅原(ア)委員 | <p>罹患すれば大変な痛みを伴って症状も重いということで、皆さんそういう意識のもとで受診されてると思うんですが、もちろんこれは個人の判断ですので、村で推奨するとか、いろんな広報とかでも示されていますけれども、初年度にしては、この 133 件、先ほど 71 名と 5 名と言いましたが、どういう件数で 133 件となっているんでしょうか。</p>  |
| 佐藤(香)主事 | <p>不活化ワクチンに関しては 1 人 2 回接種になります。</p> <p>それで年度を跨いだ方もいらっしゃったりして、合わないような数字になっております。</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 菅原(ア)委員 | <p>2種類あるんですね。</p> <p>1回と2回とそういう意味での133件ということで、金額も131万ってなつてるので合わないなとは思ったんですが、その2種類に関しての件数ということなんですね。わかりました。</p> <p>65歳以上の対象年齢に対する133件の割合も後でお知らせいただければありがとうございます。</p> |
| 齋藤委員    | <p>87ページの一番下に冬季バス乗降介助業務委託料がございますが、業務内容と委託先を教えていただきたいと思います。</p>  |
| 池田主査    | <p>冬季バス乗降介助の方は、委託先はシルバー人材センターと婦人会になっております。</p>  |
| 松雪委員長   | <p>休憩します。(14:26)</p> <p>再開します。(14:27)</p>   |
| 池田主査    | <p>先ほどの発言を訂正させてください。</p> <p>冬季バスの乗降介助の委託先はシルバー人材センターとふれあいネットぬくもりでございます。</p> <p>この事業の業務の中身については、村内の巡回バスに同乗していただいて、乗り降りの際の介助をしていただくというものでございます。</p>                   |
| 齋藤委員    | <p>その期間ということ何月から何月っていうのがあると思うんですが、いつの期間ですか。</p>   |
| 池田主査    | <p>確認して、お答えいたします。</p>   |
| 松橋副委員長  | <p>105ページのネウボラ事業についてなんですが、令和6年度のネウボラ事業の利用実績というのは、相談件数で管理されてるのか、家事支援業務とありますけど、どういった形で実績を管理されてるのかも含めて、実績を教えていただきたいです。</p>   |
| 佐藤(香)主事 | <p>現在、ネウボラ事業は村に在住の助産師の方に訪問してもらっているものと、外部の委託業者に依頼しているものになっております。</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 松橋副委員長  | <p>令和 6 年度の実績についてですが、村在住の助産師さんにお願いしている産後ケアの利用者数は 1 名で、外部の業者に委託している訪問支援という家事支援のことなんですけれども、それは 6 名利用しております。</p>   |
| 佐藤(香)主事 | <p>子供の数などによって変動はあるかと思うんですけども、これは見込みに対して多いのか少ないのか。</p> <p>あるいは前年度から比べて利用が増えているのか増えていないのか、そういったところはどうなってますか。</p>  |
| 松橋副委員長  | <p>令和 3 年度から統計をとっているんですが、令和 5 年度は産後ケア利用人数は 4 名で、今年は 1 名ですので、減っていることになります。</p> <p>家事支援の方は、昨年は 5 名で今年 6 名ですので、増えています。</p> <p>こちらに関しては利用されるお母さんやご家庭の考え方によって、支援が必要な方が多ければ支援回数は多いですし、常に一定にはいかず、毎年そのご家庭の考え方によって利用回数が変わるというふうになっています。</p>                              |
| 佐藤(香)主事 | <p>数字もそもそもあまり大きくないんですけど、どうやったらもっと相談しやすいとか、どうやったらもっと使いやすいかということを積極的に周知していくっていうよりは、どちらかというと考え方もあるでしょうから、減った増えたって言っても 1 桁台なので、そんな大きな変動ではないと思うんですけど、考え方を尊重して、このぐらいかなっていうふうに見ておられるのか、その辺はどのように考えてますか。</p> <p>今後、もっと実績が増えるように働きかけていきたいのか、こんなもんかなっていうふうに捉えられているのか。</p> |
| 池田主査    | <p>お子さんが生まれたご家庭には当センターの保健師が必ず、お宅に訪問させていただき、こういう支援がありますっていうことは伝えております。伝えている上で、利用するかしないかは、そのご家庭の考えになっております。</p>   |
| 黒瀬委員    | <p>先ほど齋藤委員からご質問いただいた冬季のバスの介助に関して、いつからいつまでの期間かというご質問に対して、お答えいたします。</p> <p>12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までが例年の契約期間となっておりまして、今年度もこの期間で契約を 11 月にする予定となっております。</p> <p>97 ページの潟つ子 Baby ギフト事業、その他子育て世帯支援等もあるかと思</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
|         | <p>うんですけれども、まず令和6年度の出生者数がどの程度かという話と、先ほども保健師が出産後に訪問してっていうお話だったんですけども、助産師のオムツ宅配業務等もやられておると思うんですけど、生まれた方全員フォローできているということでよろしいんでしょうか。</p> <p>例えば、健診受けられてないとか、そういうのがあったりするのかなと思ったもので、教えていただければと思います。</p>  |
| 池田主査    | <p>近年の出生数ということでございましたが、過去3ヶ年度申しますと、令和4年度に9名、令和5年度に12名、令和6年度に14名、これは村に提出のあった出生届の件数となっております。</p> <p>そして、2つ目のご質問の助産師オムツ宅配業務につきましては、妊婦さんが出産されますと一定期間内に保健センターに来て様々な手続きをするわけですけども、生まれると同時に委託契約を結んでいる助産師の方が月に一度、オムツを希望したオムツを持って、お宅を拝見して具合はどうですか。眠れていますか。などといったことを相談に乗ったりしながら配達をしております。</p> <p>村に出生届を提出した方で、村に住所をそのまま有している方に対しては、100%訪問できているという状況です。</p> |
| 黒瀬委員    | <p>103ページの人間ドック脳ドック助成事業なんですけれども、こちらの実績件数等を教えていただけますか。</p> <p>また、委託料とこの扶助費の違いっていうのはどういう形になるのか、ちょっとその辺りを教えていただければと思います。</p>  |
| 佐藤(香)主事 | <p>人間ドック脳ドック助成事業について、令和6年度の人間ドックの受診者数は50名となっております。脳ドックは45名となっております。</p> <p>委託料の方は病院さんに払う金額になっており、扶助費は契約外の医療機関で受けた場合のお金になっております。</p>  |
| 黒瀬委員    | <p>今の件数に関しては、扶助費も委託料も契約先含めて全部まとめてということでいいでしょうか。</p> <p>あと、これ予算内に収まってんのかなと思うんですけども、これは希望者が全員受けているという理解でよろしいでしょうか。</p>   |
| 佐藤(香)主事 | <p>希望者は全員受けております。</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 菅原(史)委員 | <p>基本的な考え方をお聞かせ願いたいんですけど、97 ページの児童福祉総務費の中の潟っ子 Baby ギフト事業と子育て世帯支援事業がありますよね。</p> <p>105 ページのネウボラ事業は、設立当時は肝いりで北欧の子育ての相談窓口、切れ目ない子育て支援ということでやったと思うんですが、事業としては助産師の相談と家事支援のそれのみ、みたいな感じで広報でもネウボラネウボラって出てきたと思うんですけど、なかなかその事業の濃さが見えてこないので、先ほど言った、潟っ子 Baby とか子育て世帯支援事業っていうのは、ネウボラ事業の一環で考えてもいいんじゃないかななんて思ったり、ずっとしたんですけど、決算は関係ないかも知れませんけど、来年度に向けての考え方も含めて、相談の幅も広がってくるような感じがするので、その考え方をお聞かせ願えればと思います。</p> |
| 池田主査    | <p>まず先に、潟っ子 Baby ギフト事業と子育て世帯支援事業について中身を確認させてください。</p> <p>潟っ子 Baby ギフト事業は、国、県の給付金と村の給付金を合わせて一括で村が窓口となって受け付けて支給する経済的な支援事業という形になります。</p> <p>そして子育て支援事業に関しては、オムツ等を助産師が配達する事業とチャイルドシートの購入費補助、そしてゴミ袋の扶助事業の 3 つになっております。</p> <p>実際の相談に関しては、やはりネウボラの方にほぼお願いしているところになります。</p>  |
| 北嶋課長    | <p>ネウボラ事業については主に相談でやってる事業であります。</p> <p>確かに、両方の性格といいますか、事業の内容的にはかなり似通ってはいるところですが、組織の予算の出所というのもありますて、分けているような状況になっているところです。</p> <p>どちらも、子育てのためのものだということで予算措置自体は分かれていたとしても、同じことをやっているというような考えですので、ご理解いただければなと思います。</p>   |
| 菅原(史)委員 | <p>予算のときにお話する機会があればしますけど、ネウボラ事業っていうのが村の子育て支援という中で十何年前にアピールした事業で、今は他の市町村もやってますけど、かなり肉付けしていくために、やはりそこに事業の集中をしていった方が、利用する方もわかりやすいんじゃないかなというふうには思つたりはするので、今どうのこうのっていうことじゃなくて結構なので、これか</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 北嶋課長    | ら当然、要因の方も絡んでくると思いますので、そのときにまたいろいろと考え方を整理しておいていただければいいです。  |
| 北嶋課長    | それまでに整理しましてお答えできるようにしておきたいと思います。  |
| 菅原(ア)委員 | <p>先ほど菅原アキ子委員が 65 歳以上と言われましたけども、今回の帯状疱疹は 50 歳以上の方がかかる割合が多いので、村としては 50 歳以上の方を対象としております。</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日現在 50 歳以上の方が 1,630 人、先ほどの人数でいきますと 76 名で割り返しますと 4.6%の方が接種されているという割合となっております。</p> |
| 北嶋課長    | <p>6 年度からの新規事業ですので、まして対象年齢にならないと、受診される方も少ないとは思うんですが、これからも広報とかを通じて推奨を図っていくとか、村としてそういう考えはございますでしょうか。</p>  |
| 菅原(ア)委員 | <p>今年につきましては、全戸配布をしているわけですが、それでも見られなかつた方もおられると思いますので、ホームページやその他、広報のできる手段を用いまして PR していけたらというふうに考えております。</p>  |
| 菅原(ア)委員 | <p>私の身内や友人でも、やはり急にそういうふうな症状起きて、死ぬような症状になったと、1 年も後遺症に悩んでるとか聞きますので、本当に重症になるということを感じて、まあいいやじやなくて、自分の今後の健康のためにも、予防としてやった方がいいんではないかという、そういう意識を皆さんができるように進めてもらえたたらと思います。</p>                      |
| 菅原(史)委員 | <p>今回、特に福祉関係で、通常は節外流用っていうのは結構あってそれはそれである程度のいう流動性はあるからいいんですけど、今回、目間の移動がかなり目に付くんですけど、この辺のルールといいますか、目の移動って今まであまり見たことなかったので、突発的な何かがあれば理解はできるんですけど、目の間で移動してる流用してるという部分は特に問題はないんですかね。</p>         |
| 進藤課長補佐  | <p>財政の決まりとしまして、目以下の流用については、議会の議決が必要なく、当局側でやれるというふうになっております。</p> <p>予算の流動性はその分増すんですけども、やはり一旦、当初予算において審</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
|         | 議いただいた予算ですので、原則としてはその通り執行するというのが理想になつてゐるとは思ひますので、今後はそういった点を気をつけながら当初予算の計上時から算定するべきかとは思つております。   |
| 菅原(史)委員 | 事業が執行できないとなるのは、本末転倒なんでその辺についてはある程度流動性持つてもいいと思うんですが、やはり先ほど進藤さんが言われたように、予算は予算として議会で議決したものなので、節内はある程度はもちろんいいと思うんですけど、目というのは何でそういうふうになつたのかという説明を今後していただければ、全部駄目という話ではなくて、理由も含めて説明していただいた方がいいのかなというふうに思ひますので、検討してみてください。 |
| 北嶋課長    | 今後十分気をつけながら事務の執行に進めてまいりたいと思います。   |
| 松雪委員長   | 他に質疑ございませんか。  |
|         | 【なしの声】  |
| 松雪委員長   | ないようですので、福祉保健課部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。   |
| 松雪委員長   | 休憩します。(14:50)   |

令和7年第5回（9月）大潟村議会定例会  
 令和6年度大潟村決算特別委員会 会議記録  
 【 福祉保健課 】

|                               |                          |            |              |
|-------------------------------|--------------------------|------------|--------------|
| 招集年月日                         | 令和7年9月9日（火）              |            |              |
| 招集場所                          | 役場2階 「第一会議室・特別会議室」       |            |              |
| 開会日時                          | 令和7年9月11日（木）15:00～17:10  |            |              |
| 出席委員<br>(11名)                 | 委員長 松雪 照美                | 副委員長 松橋 拓郎 | 委員 松本 正明     |
|                               | 委員 菅原アキ子                 | 委員 川渕 文雄   | 委員 黒瀬 友基     |
|                               | 委員 菅原 史夫                 | 委員 齋藤 牧人   | 委員 三村 敏子     |
|                               | 委員 大井 圭吾                 | 委員 工藤 勝    | オブザーバー 丹野 敏彦 |
| 欠席委員<br>(0名)                  |                          |            |              |
|                               |                          |            |              |
| 出席職員<br>(11名)                 | 【特別職】 【監査委員】             |            |              |
|                               | 副村長 小澤 菜穂子 代表監査委員 佐々木 秀樹 |            |              |
|                               | 事務局長 近藤 紗子               |            |              |
|                               | 【福祉保健課】                  |            |              |
|                               | 課長 北嶋 学                  | 課長補佐 進藤 智哉 | 主事 宮戸 朱希子    |
|                               | 主事 安田 麻鈴                 | 主事 佐藤 佑樹   |              |
| 【診療所】 【地域包括支援センター】            |                          |            |              |
| 技師 伊藤 茂美 保健師 近藤 幸希 保健師 小瀧 みゆき |                          |            |              |

|      |   |
|------|---|
| 付託事件 | 議案第48号 令和6年度大潟村歳入歳出決算認定について             |
|      | 議案第49号 令和6年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について  |
|      | 議案第50号 令和6年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について |

| 発言者   | 発言要旨   |
|-------|--|
| 松雪委員長 | 再開します。（15:00）  |
| 松雪委員長 | 休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。<br>診療所特別会計の歳入及び歳出部分について当局の説明を求めます。 |
| 伊藤技師  | 【資料に基づき説明】   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 松雪委員長   | <p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求める。質疑ございませんか。</p>  |
| 三村委員    | <p>以前、診療所の先生が、ひだまり苑の施設入所者を午後に毎日見ていただいているというようなことがあったと思うのですが、その後毎日ではなくなったと言うことだったかと思いますが、今はどのような状況なのでしょうか。</p> <p>また、ひだまり苑の施設の入所者の状況を見てくださっているので、診療所収入とかになっていたのでしょうか。</p>  |
| 伊藤技師    | <p>令和6年度の岩村先生の時は、最初の時期は毎日ひだまり苑の方に1時前後から行っておりましたが、コロナの発生によりまして、一時中断したりということで、今村先生が退任される数ヶ月前からは、再度毎日のように行かれてはいました。週1回処方日がありまして、そのときは必ずという形では行っておりましたが、一時期ちょっと毎日っていう形ではなくなったことは確かです。</p> <p>現在、安田先生に交代になってからは、安田先生も処方日には必ず週1回出かけられるのですが、あとは電話での対応と、電子カルテがひだまり苑と診療所を繋ぐことができるので、それを見ながら指示を出したりはしております。</p> <p>診療収入の件ですが、一応保険診療収入ということで、ひだまり苑での診療については、収入にはなっております。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>予備費について、消費税という説明だったのですが、何の支払いだったのか教えてください。</p>   |
| 伊藤技師    | <p>インボイスの関係によりまして、消費税を負担する事業者として登録をしましたので、保険診療収入については非課税ですが、その他診療収入、例えばこちらの方で言いますと、ワクチン接種および健康診断等については課税ということで、インボイスが始まった時点で課税業者として登録いたしましたので、その分の消費税となります。</p>   |
| 菅原(史)委員 | <p>ということは、この6年度の予算のときにはその公課費っていうのは設定してなかったのですよね。ということは、5年度のその他収入に対してとい</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 伊藤技師    | <p>うことですよね。</p>   |
| 斎藤委員    | <p>昨年度に対しての消費税ということで、昨年度申告しております。今年度は公課費として予算計上しております。</p>  |
| 伊藤技師    | <p>診療所の患者数を見てみると、今年診療実績が 21.6 人/日で、過去 5 年間の実績に比べて 1 日当たり 2 人の増でしたって形で書いてありますが、増えていっている傾向にあるように見えますけれども、主な原因というは何になりますか。</p>   |
| 伊藤技師    | <p>高齢者の方が増えてきたことにより、他市町村への通院が困難になったことが大きな原因と、あと大きな病院等では、近くの診療所、クリニック等に紹介をするという傾向が出てきまして、その結果だと思っております。紹介患者は増えてきております。</p>   |
| 川渕委員    | <p>診療所の方には、ここにはデジタル X 線画像診断システム保守業務委託と書いてありますけども、普通のいわゆる X 線診断の機械だけですか。新しい MRI とかそういうのはまだ入ってないのでしょうか。</p>   |
| 伊藤技師    | <p>現在あるのは単純の X 線撮影装置で、胸とか下腹部とかを撮るものです。X 線撮影装置は、ただ撮るだけのものです。デジタル X 線画像診断装置というのは、以前のように、フィルムを現像してというのではなく、今はデジタルでということで、その装置が写真を撮った後にその装置が必要になってくるので、X 線装置として、その 2 種類が必要になっております。ですので、現像液等そういう消耗品については、今は発生していない状態です。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>197 ページの歳入の雑入のマイナ保険証の利用促進助成金ということで、先ほど説明で利用勧奨の部分でそういうふうなことをやっていれば、これが入ってきたというお話をしたが、これ「一時金」ってなっているんですけど、利用勧奨って具体的にどういうことをやって、どこに申請してこれが来たのか、あとこの一時金っていう意味はどういう意味なのか教えてください。</p>                                      |
| 伊藤技師    | <p>こちらはマイナ保険証を利用した平均利用率と利用人数等から割り出しているもので、オンライン請求になっておりますので、レセプト請求したときに、マイナ保険証を利用したかどうかというのが、社会保険の診療報酬支</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
|         | <p>払基金の方でわかっているということで、基準の月を令和5年の10月におきまして、そのときは4%で15人でした。そこから令和6年の5月から8月の間にどれぐらい使ったかということで、その期間中、8月が一番多かったのですが、8月で130人が利用してくれているということで、基準月の15人から130人まで伸びたということで、それから換算しまして、増加量に応じて決定された額で、それはそのときだけの一時金ということで17万円を助成金としていただいたという形です。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>本当に一時期、そのときだけということですね。これは出所はどこだとおっしゃいましたっけ。</p>   |
| 伊藤技師    | <p>社会保険診療報酬支払基金です。社保の請求をしているところですが、そこがオンライン資格確認センターという、そういうオンライン資格確認の事務的な作業を全て請け負っているので、そこからということです。これは一時金ですが、現在利用したパーセンテージによって、診療報酬に加算されるということがありまして、現時点で45%以上利用すると、診療報酬に4点とか、1人当たり40円ですけれども、それが加算されるというシステムもありまして、それを申請して使っております。</p>  |
| 菅原(史)委員 | <p>そうなると、やはりマイナンバーカードを取得していただいて、それに健康保険を紐付けしてもらって、それを利用していただける患者様がたくさん来ていただいた方が、何かといいと。マイナカードの利用で、先ほどの証明書関係もマイナカードでコンビニ利用した方が、村のポイント数としても上がるというふうに聞いたのですが、やっぱり今も一般の方も、両方そういうふうな、利用促進でいろんな補助みたいのが出てきているんですか。</p>                          |
| 北嶋課長    | <p>手数料と考えればなんですが、村で発行した場合はそのまま200円ですけど、コンビニで、例えばマイナンバーカードを利用してやった場合は、そちらの方に手数料が結構持っていかれるということで、村への収入は若干下がるという話は聞いております。コンビニをまとめる会社と言ったらいいのか、そちらの方の手数料が高く、そちらの方がお金が入る状況にはなっているかと思います。</p>   |
| 松雪委員長   | <p>他にございませんか。</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 松雪委員長   | <p>【なしの声】</p> <p>ないようですので、診療所特別会計についての質疑を終わります。</p> <p>次に、国民健康保険事業特別会計の歳入および歳出部分について当局の説明を求めます。</p>  |
| 宍戸主事    | <p>【資料に基づき説明】</p> <p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求める。質疑ございませんか。</p>   |
| 菅原(ア)委員 | <p>219 ページの福祉医療基盤強化補助金のことですが、もちろん実績に基づく金額だと思っておりますけれども、この福祉医療基盤強化というのはどういうものなのでしょうか。それとこの収入率が 65%と低くなっている理由について、お知らせいただきたいと思います。</p>   |
| 宍戸主事    | <p>こちらの補助金ですが、国保を含む福祉医療の医療体制の整備の支援として、11 月頃に県から示される仮算定値をもとに計上されているものです。その後、この 94 万 1,000 円ですが、確定値は実績に基づいて報告したものに基づいて、交付されております。</p>  |
| 菅原(ア)委員 | <p>もちろん実績に基づくものだということは理解しておりますが、この福祉医療基盤強化補助金はどういうことで使われているか、内容を知りたいのですが。例えば福祉の重要性を感じているような人に対して、どういうものが使われて、それが補助金として行われているものなのか、用具とか何か、そういう具体的なものとかを知りたいなと思うのですが。</p>  |
| 宍戸主事    | <p>後程確認してからお答えさせてください。</p>   |
| 工藤委員    | <p>226 ページ、227 ページになりますけれども、まず一般被保険者診療給付費の不用額ですね。これと、あとは大きいところで高額療養費の中の一般被保険者高額療養費がかなりの大きい不用額となっていって、これは監査委員からも指摘があるのですが、まずこれ毎年大きな不用額になっていて、実績に応じてということはわかるのですけれども、毎年毎年この不用額が大きいので、もう少しこの不用額が少なくなるような計算方法というか、そういう</p> |

| 発言者  | 発 言 要 旨  |
|------|--|
| 宍戸主事 | <p>たことは序内で考えられているものなのでしょうか。</p> <p>不用額についてですが、まず 2 款 1 項 1 目の療養給付費や 2 目の療養費、あとは 2 款 2 項 1 目の高額療養費について、確かに不用額が大きい額がでています。これについては、3 年間の実績に基づいて予算計上しておりまして、例えば令和 6 年度分ですと、令和 3 年から 5 年の実績に基づいて予算計上しています。令和 3 年の療養給付費が想定よりもかかったということで、3,300 万円ほど補正と流用を行っておりまして、その年の大幅な増額によって、令和 6 年度も令和 5 年度も不用額が発生しています。令和 3 年度の増額によって影響を受けているのではないかと思っております。</p> <p>確かにおっしゃる通りで、令和 8 年度の予算計上する際にはこれまでのやり方についてもう一度検討して予算計上していきたいと思っております。</p> |
| 黒瀬委員 | <p>歳入の国保税の収入になるのですが、現状村の中で国保の対象者というの は、人口に対してどれぐらいになってくるかというデータはありますか。</p>   |
| 宍戸主事 | <p>割合については算出せんが、国保の被保険者数については、毎年 50 名以上、100 名未満ずつ減少しております。ちなみに、令和 4 年度は 1,579 名、令和 5 年度は 1,513 名、令和 6 年度は 1,445 名です。</p>   |
| 黒瀬委員 | <p>後期高齢者等への移行もあると思うのですが、例えば社保への移行だと か、そういう何か傾向みたいなものはわかるものでしょかというの 1 点と、あと 230 ページにある特定健診というの は、これは村の集団での健康診断ですよね。これは基本的に国保対象者のみでしたっけ。</p>   |
| 宍戸主事 | <p>質問の 1 つ目の国保加入者数の減少について、社保に移行する方はいらっしゃいます。理由としては、国保財政運営が厳しいため、国保から社保への移行を国で推奨しているためです。村の傾向としては、人口減少に加えて、そういった国の動向も影響しているかと思います。</p> <p>もう 1 つの質問の特定健診については、国保の方が対象となっております。</p>  |
| 黒瀬委員 | <p>検診は、村民の方のボランティア的な形でやっていましたっけ。特定健診で村民の方が何か関わってやられていたりしていましたっけ。健康推進員みたいなのをやっていますよね。</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 北嶋課長    | <p>健康推進員の方、住区から出ていただく方に、毎日4、5名ほど案内役の方をお願いして来ていただいております。</p>  |
| 黒瀬委員    | <p>被保険者が1,400人ということですので、約残りの半分の方は国保以外の方だと思うのですけれども、そうなってくると国保に加入されてない方も健康推進員として、国保の事業をサポートするような形になっているという、ちょっと違和感を感じるのですが、そういうことでもないですかね。</p>  |
| 小瀧保健師   | <p>村では総合検診と言って、特定健診とがん検診を一緒に行っているわけで、がん検診に関しましては、国保とか関係なく村民の方が受けられる状況になっています。あと特定健診とかに関しましては、医療機関方式も最近始まってきて、保健センターの方で全戸配布で皆さんところにお知らせしているかと思います。</p>                                |
| 宍戸主事    | <p>先ほどの福祉医療基盤強化補助金についてですが、こちらは福祉医療の実施に伴って減額される国庫負担などについて、前年度の減額分の2分の1を補助するというものです。</p>   |
| 菅原(ア)委員 | <p>対象者のその減額が主な理由ということなのですが、先ほど言ったその内容といいますか、例えば、そういう方たちが必ず使わなきやいけないそういう用具とか、そういうものが何なのかなということを知りたいと思ったものですから、そういうことはここには具体的には示されてなくて、ただそういう対象者が減額になるということの内容というか、ただそれだけということですね。</p> |
| 宍戸主事    | <p>誰かの福祉医療分を減額されるとかそういうものではなくて、減らされた国庫負担金分を県の方から補填してもらうというものになっております。</p>  |
| 松雪委員長   | <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【なしの声】</p>   |
| 松雪委員長   | <p>ないようですので、国民健康保険事業特別会計についての質疑を終わります。</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
|         | 次に、介護保険事業特別会計の歳入および歳出部分について当局の説明を求めます。  |
| 佐藤(佑)主事 | 【資料に基づき説明】  |
| 松雪委員長   | ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求める。質疑ございませんか。   |
| 大井委員    | 261 ページなのですが、包括支援センターはひだまり苑の中で運営されているということなのですが、光熱水費等負担金となっていますけど、ひだまり苑の中で何割支払うとか定額で払っているとか、そういうのはどういうふうな感じで負担しているのでしょうか。             |
| 北嶋課長    | ひだまり苑の館内のその面積に対して、例えば毎月電気料とか水道料とか、光熱水費に関わるものを面積に応じて負担をしてているというような内容であったかと思います。  |
| 大井委員    | そうすれば、部屋の面積が何割で、何割払うとか、そういう理解でいいのですか。   |
| 北嶋課長    | 請求は1本できてしまうということなのですけれども、その面積に応じた割合で金額は請求されているというような内容になっております。   |
| 大井委員    | 今は割合はわからないということですか。   |
| 北嶋課長    | 後ほどお伝えできればと思います。  |
| 黒瀬委員    | 242 ページの保険料ですが、滞納繰越分がそのまま残っているような感じになるのですけども、これは何名何年分とかで、この先の見込みとして何があるものでしょうか。   |
| 佐藤(佑)主事 | こちらは4名分の保険料となっております。令和7年度に入ってから1件納入がありまして、現在は3名が滞納しているという状況になっております。滞納している方につきましては、窓口にいらっしゃった際とか電話がかかってきた際にお話しながらお支払いをお願いしているという状況になつ |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 黒瀬委員    | <p>ております。</p>  |
| 佐藤(佑)主事 | <p>そうすると、その方々の現年度分は徴収できているということなのですかね。</p>   |
| 菅原(史)委員 | <p>令和6年度の滞納者はいないので、徴収できているということだと思います。</p>   |
| 佐藤(佑)主事 | <p>255ページの介護予防サービス等諸費の中の3目介護予防福祉用具購入費が、4目から流用して6万1,000円で、補正もかけていて、結局不用額が15万5,000円になっているという、この辺の流れはどういうふうになっていたのか教えてください。</p>   |
| 菅原(史)委員 | <p>こちらは、すぐに支払わなければいけない福祉用具購入費がありまして、その際に6万1,000円を流用しております。</p>   |
| 佐藤(佑)主事 | <p>その後、福祉用具購入費の実績が増となっていることで補正をかけさせていただいたということになります。</p>   |
| 菅原(史)委員 | <p>元々当初予算が12万あったんですよね。その中でいろいろ使っていて、急に支払わなきやいけないものがでてきて、6万1,000円を4目から流用して支払って、その後に18万円の補正をかけて、結果的に15万5,000円残りましたというようなことなんですか。急な支出ということは、この介護予防福祉用具購入費で、出てくるのかなというふうな疑問があるのですけど。</p> |
| 佐藤(佑)主事 | <p>後ほど整理してからお答えいたします。</p>  |
| 北嶋課長    | <p>先ほどの大井委員の質問にお答えします。</p>   |
| 大井委員    | <p>地域包括支援センターの割合ですが、基本は0.02%の負担ということで計算されたものが請求となっております。例えば電気料金の月額等、ひだまり苑の方に来た請求額の0.02%分を包括支援センターが利用した这样一个での積み上げとなっております。電気料金や上下水道料金等々の合算額ということになります。</p>                            |
| 大井委員    | <p>0.02%ってかなり低い感じなんんですけど、例えばある月で全体でいくら来ていくら払ったとかっていう金額は出せますか。</p>  |

| 発言者    | 発 言 要 旨  |
|--------|--|
| 北嶋課長   | <p>今手元にある資料ですが、令和7年の7月分の電気料金については、施設全体では193万円ほどで、その0.02%ということで3万8,000いくらというような感じで、その積み上げ分ということで、7月分については、5万8,000円ほどの請求がなされております。</p> |
|        | <p>【2%の間違いではの声】</p>  |
| 松雪委員長  | <p>他に質疑ありませんか。</p>   |
|        | <p>【なしの声】</p>  |
| 松雪委員長  | <p>ないようですので、介護保険事業特別会計についての質疑を終わります。</p>   |
| 松雪委員長  | <p>次に介護保険介護サービス事業特別会計の歳入および歳出部分について当局の説明を求めます。</p>   |
| 進藤課長補佐 | <p>【資料に基づき説明】</p>  |
| 松雪委員長  | <p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。</p>  |
| 川渕委員   | <p>ひだまり苑で利益が出た場合に、業者の方に半分返金するという説明がありましたけども、どのくらいの金額になっているものでしょうか。</p>   |
| 進藤課長補佐 | <p>決算書の279ページになりますが、1目の一般管理費の備考欄の事務費の中にあります、過年度分収益還付金がその分になりますと、令和5年度の実績になりますが、953万円を指定管理先に収益還付しているものであります。</p>                      |
| 齋藤委員   | <p>介護サービス事業の施設の平均利用状況を見てみると、減っていっている状況が説明されておりますが、何か要因とかございますでしょうか。</p>  |
| 進藤課長補佐 | <p>令和6年度におきましては、12月と2月に2回コロナのクラスターが発生し、利用者の方はかなり制限されていて、居宅の方も新規の受け入れは一</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 齊藤委員    | 時的にストップして、通所の方もその期間は利用を制限されておりましたので、その分令和6年度は実績としてはかなり下がったということでありました。   |
| 進藤課長補佐  | この影響を考えなければ、実質的な需要自体は増えていると理解してよろしいですか。  |
| 黒瀬委員    | 単純な増減というふうな分析はなかなか難しいんですけど、横ばいの状況が続いているというふうな分析であります。  |
| 進藤課長補佐  | 280ページの下の方の操出金が、介護保険事業特別会計繰出金がなくなつて一般会計の繰出金となっているのは、重層的か何かの内容ですか。  |
| 菅原(史)委員 | 重層的支援事業が介護保険特別会計から一般会計に移ったことによって、該当する収入が一旦、介護サービス特別会計に入るのですが、事業を行っている会計の方に繰り出すということで、介護保険から一般会計の方に移ったという形になります。  |
| 進藤課長補佐  | 280ページの公債費ですが、介護サービス事業債のものだと思うんですけど、これ何に使ったんでしたっけ。   |
| 菅原(史)委員 | 現在残っております介護サービス事業債についてですが、令和元年に空調設備の更新等を行ったものと、あとは令和2年に給湯設備の更新を行ったもの、令和3年に発電機を更新したもの、その3つの事業の借り入れということになります。   |
| 北嶋課長    | 確かに建物の償還はもう全部終わっているんですよね。今のところ資料を見れば、令和6年で償還して、残っているのは全部で4,300万ぐらいですか。施設も30年ぐらい経っていると思うんですけど、そこらへんの大がかりなことっていうのも、今後考えていっているのか。それとも、指定管理者の方で無償譲渡するのかとかいう、いろんな選択肢があると思うんですけど、それについて今の段階でどのように考えているのか、もしあれば教えてください。 |
|         | そういう建物関係の償還等々は終わっているということで、府内では無   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
|         | <p>償譲渡も含めた形で指定管理等々をお願いできいかどうか検討した経緯はございますけども、今のところは指定管理者側からすれば、このままでお願いしたいというような話も伺っています。ただ、今もそういった形で施設の関係、やっぱり、平成12年あたりからですか。20年30年経つてきているということで、維持補修費はこれからもかさむということが予想されますので、そういうものの面も含めまして再度検討していかなければなというふうには考えております。</p>                       |
| 川渕委員    | <p>先ほどひだまり苑の金額の方は教えてもらいましたけども、本来から言えばそういう委託をしている場合は、そこを預かって経営していき方は企業として生きていくですから、利益が上がれば、働いている方の待遇改善とか、いろんな意味にそのお金が使えるといいますか。しかし今の場合は、半分は返さねばいかんとなれば、どうしても利益を出していかなくてはいかんものですから、全体的な見積もりが、少しいわゆる弱くなるのではないかという懸念があるわけですけども、そういうところはいかがなものでしょうか。</p> |
| 北嶋課長    | <p>川渕委員の考えも当然あるかと思います。ただ、これについては指定管理の協議書の中で、そういう利益が出た場合は折半するというような内容でお互い合意しているということになっておりますので、その点了解していただければなというふうに、お互い了解してのやり方といいますか、折半の仕方としておりますのでご理解いただければなと思います。</p>   |
| 北嶋課長    | <p>先ほどの介護保険関係の大井委員からの質問なのですが、先ほど0.02%というお話をさせていただきましたが、正しくは2%ということで訂正の方をお願いしたいと思います。</p>  |
| 松雪委員長   | <p>あらかじめ、委員会の時間を17時30分まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>   |
|         | <p><b>【異議なしの声】</b></p>  |
| 松雪委員長   | <p>委員会を17時30分まで延長いたします。</p>   |
| 佐藤(佑)主事 | <p>先ほどの菅原委員の質問にお答えします。介護予防福祉用具の購入費の件</p>  |

| 発言者      | 発 言 要 旨   |
|----------|---|
|          | <p>についてですが、まず令和6年の10月に特定介護予防福祉用具の実績増で、支払いのために6万1,000円を流用しました。その時点での実績が令和5年度の約3倍であったため、今後もそのような状況が続くと見込みまして、18万円の補正をかけました。その後、実際の実績はその見込みよりも大幅に少なかったため、15万5,418円の不用額が発生したということになります。</p> |
| 菅原(史)委員  | <p>10月に6万1,000円の流用をしたということですけど、当初予算の12万はもうそれまでに消化しちゃったということで、それで足りなくなって、6万1,000円を流用したということですか。</p> <p>ちなみに介護予防福祉用具って、これはどこにどういうふうに支払うということなのですか。</p>                                    |
| 佐藤(佑)主事  | <p>介護予防福祉用具についてですが、こちらは申請書を提出してもらって、それに基づいて支払いをするという流れになっております。</p>   |
| 菅原(史)委員長 | <p>というと、これは申請した人に支払うということですね。いずれにしろ、それが例年の見込みよりもかなり多く、福祉用具の補助申請がなされたというような理解でよろしいんですか。</p>  |
| 松雪委員長    | <p>休憩します(16:53)</p> <p>再開します(16:53)</p>   |
| 佐藤(佑)主事  | <p>10月までに当初予算の12万円はほぼ使いきっておりまして、その実績も例年に比べて多くなっていましたので、大幅な増を見込んで18万円の補正をかけたところ、その後の実績が見込みよりも大幅に少なかったため、不用額が発生したということになります。</p>  |
| 松雪委員長    | <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【なしの声】</p>  |
| 松雪委員長    | <p>ないようですので、介護サービス事業特別会計についての質疑を終わります。</p>  |
| 松雪委員長    | <p>暫時休憩します。(16:54)</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
|         | 再開します。(16:59)   |
| 松雪委員長   | 次に、後期高齢者医療特別会計について当局の説明を求めます。   |
| 佐藤(佑)主事 | 【資料に基づき説明】  |
| 松雪委員長   | ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。  |
| 黒瀬委員    | 296 ページ歳出の一般管理費の役務費の不用額が多いというかあるんですけれども、郵便料が備考欄に上がっているんですけれども、郵便料が減ったのかそれともそれ以外の他の項目が入っていて、それが使用されなかつたのか、そこ辺り理由を説明いただけますか。  |
| 佐藤(佑)主事 | こちらは被保険者証を郵送する際の郵便料となっておりますが、一般会計の総務費から誤って支出されておりまして、執行率が下がっております。  |
|         | 今後は職員間での意思疎通をしっかりと図り、このようなことがないように注意して再発防止に努めたいと考えております。  |
| 黒瀬委員    | これはそうするともうこっちからでていないままで、この数字で会計を締めているということなんですか。  |
| 佐藤(佑)主事 | 支出しないままになっております。  |
| 黒瀬委員    | そうすると、今後の対応策としては、特別会計と一般会計の中でそういった、特に郵便料とかになってくるのでしょうかけれども、そこあたりの対応をどういう形でされるお話になっているのでしょうか。  |
| 北嶋課長    | 各課において、例えば大量に送付する、今回も保険証を送付する際には、やはり大量な枚数が出ますので、いつもであれば昼2時ぐらいまでに府内の郵便物を各課でまとめて、総務課の方でさらに集計してというようなやり方をやっているわけですが、それとはまた別に、今回のこの送付については福祉保健課の方で直接郵便局の方にお願いして、このものについては、うちの課の方に請求というような、いつも通り総務の方に持つていってお願いするというよりかは、分けた形で郵便局の方にお願いするような、原始的ではあ |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
|         | りますが一番確実なのかなというふうに思っておりますので、監査委員からの指摘もありますし、今後はそういった点は十分注意して業務の方をやっていきたいというふうに思っております。                           |
| 三村委員    | 後期高齢者の医療を受けた場合の自己負担って3割負担、2割負担、1割負担だったでしょうか。もしそうだとすると、村の中の負担はどのくらいの人が3割負担で、2割負担で、1割負担とかはわかるでしょうか。もしわかったら教えてください。 |
| 佐藤(佑)主事 | 後ほど調べてお答えさせていただきます。  |
| 北嶋課長    | 集計してからとなりますので、大変申し訳ありませんが明日以降にお願いしたいと思います。   |
| 松雪委員長   | 他に質疑ありませんか。  |
|         | 【なしの声】   |
| 松雪委員長   | ないようですので、後期高齢者医療特別会計についての質疑を終わります。   |
|         | 以上で、福祉保健課部門について質疑を終わります。   |
| 松雪委員長   | 暫時休憩します。(17:09)<br>再開します。(17:09)   |
| 松雪委員長   | ここで、本日の審議を終了し、散会といたします。<br>再開は、翌日の9時とします。  |
|         | (散会 17:10)   |

令和 7 年第 5 回（9 月）大潟村議会定例会  
 令和 6 年度大潟村決算特別委員会 会議記録  
 【 生活環境課 】

|               |  |            |              |
|---------------|--|------------|--------------|
| 招集年月日         | 令和 7 年 9 月 11 日（木）   |            |              |
| 招集場所          | 役場 2 階 「第 1 会議室・特別会議室」   |            |              |
| 開会日時          | 令和 7 年 9 月 12 日（金）9:00 ~ 11:59   |            |              |
| 出席委員<br>(11名) | 委員長 松雪 照美  | 副委員長 松橋 拓郎 | 委員 松本 正明     |
|               | 委員 菅原 アキ子  | 委員 川渕 文雄   | 委員 黒瀬 友基     |
|               | 委員 菅原 史夫   | 委員 斎藤 牧人   | 委員 三村 敏子     |
|               | 委員 大井 圭吾   | 委員 工藤 勝    | オブザーバー 丹野 敏彦 |
| 欠席委員<br>(0名)  |  |            |              |
|               |  |            |              |
| 出席職員<br>(10名) | 【特別職】<br>副村長 小澤菜穂子<br>【監査委員】<br>代表監査委員 佐々木秀樹<br>事務局長 近藤 紗子<br>【生活環境課】<br>課長 薄井 伯征<br>主査 荒関 智彦<br>主査 渡辺 祥達<br>主査 佐藤 洋平<br>主任 宮田 征大<br>主事 三浦 紳 |            |              |
|               |  |            |              |
|               |  |            |              |
|               |  |            |              |
|               |  |            |              |
|               |  |            |              |

|      |          |                                    |
|------|----------|------------------------------------|
| 付託事件 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度大潟村歳入歳出決算認定について             |
|      | 議案第 49 号 | 令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について  |
|      | 議案第 50 号 | 令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について |

| 発言者   | 発言要旨  |
|-------|---|
| 松雪委員長 | <p>(開会 9:00)</p> <p>それでは、昨日に引き続き「令和 6 年度大潟村決算特別委員会」を再開いたします。</p> <p>ここからは、生活環境課部門の審査を行いますが、はじめに一般会計の審査を行い、その後企業会計の審査を行います。それでは一般会計の歳入部分について、当局の説明を求めます。</p> |

| 発言者   | 発 言 要 旨   |
|-------|---|
| 荒関主査  | 【資料に基づき説明】  |
| 松雪委員長 | 当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。   |
| 川渕委員  | 太陽光発電設備余剰電力収入について、kWh当たりの単価を教えてください。  |
| 佐藤主査  | 2年前の決算時からFIT売電の終了に伴い、現在は9円の販売単価で売電が行われています。   |
| 黒瀬委員  | 墓地永代使用料について、まだ墓地の空き区画はあるのでしょうか。次に各種住宅使用料の入居率を教えてください。   |
| 渡辺主査  | 使用料は、現在使われていない墓地を新規に使い始めるときに納付していただくものとなっております。墓地の空き区画はまだありますが、令和6年度は新たな墓地使用許可の実績がありませんでした。                                   |
| 平ノ内主査 | 入居率について、令和7年3月31日現在の実績で、村営住宅は52戸に対して38戸、特定公共賃貸住宅は24戸に対して21戸、定住化促進住宅は35戸に対して34戸、集合型住宅は31戸に対して31戸となっております。現在はすべての住宅が埋まっている状況です。 |
| 黒瀬委員  | わかりました。墓地について、現在の区画数と何区画空いているか教えてください。  |
| 渡辺主査  | 後ほど回答いたします。   |
| 黒瀬委員  | 北1丁目太陽光発電所用地貸付収入について、この発電所用地はホテル・温泉の横にあるものことでしょうか。また、所管替えになったということで発電所用地は西5丁目になるのでしょうか。所管替えになったことと発電所用地として別々になっている理由を教えてください。 |
| 佐藤主査  | 西4丁目土地貸付収入の場所については、大潟共生自然エネルギーの既存のメガソーラー施設になります。次に、北1丁目太陽光発電所用地については、ホテル・温泉西側の3施設用の太陽光発電設備になります。                              |

| 発言者                                   | 発 言 要 旨   |
|---------------------------------------|---|
| 松雪委員長                                 | <p>貸付時点では、各施設とも原課で対応していましたが、年数が経ち毎年同じ状況であることと、ふるさと交流施設とこの発電所用地のみ原課でずっと収入の調定を起こしていたこともあります。令和6年度予算の際に整理したということがあります。その後、北1丁目の貸付が新たに発生したので、そこについては、落ち着くまで生活環境課の管轄という整理をしているところでございます。</p> |
|                                       | <p>他にございませんか。</p>   |
|                                       | <p><b>【なしの声】</b></p>  |
| 松雪委員長                                 | <p>ないようですので、生活環境課部門の一般会計歳入部分についての質疑を終わります。</p>  |
| 松雪委員長                                 |   |
| 渡辺主査<br>佐藤主査<br>平ノ内主査<br>宮田主任<br>三浦主事 | <p>次に、一般会計の生活環境課関係の歳出部分の審査に移ります。それでは、一般会計の生活環境課関係の歳出部分について当局の説明を求めます。</p>   |
|                                       | <p><b>【資料に基づき説明】</b></p>  |
| 松雪委員長                                 |   |
| 菅原(ア)委員                               | <p>当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございますか。</p>  |
|                                       |   |
| 三浦主事                                  | <p>男鹿地区消防一部事務組合負担金について、他市町の負担金の割合と村の負担金の割合とその費用根拠を教えてください。</p>  |
|                                       |   |
| 菅原(ア)委員                               | <p>負担金の割合について、費用根拠は人口割だと思われますが、他市町の状況も含めて後ほど説明いたします。</p>  |
|                                       |   |
| 三浦主事                                  | <p>わかりました。他の市町の負担金の金額も併せて教えてください。</p>   |
|                                       |   |
| 菅原(史)委員                               | <p>わかりました。</p>  |
|                                       |   |
|                                       | <p>村道砂利道保守管理事業について、補修しても不備が出てきている状況下</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 薄井課長    | <p>で、毎年何かしらのクレーム等がきていると思われます。今年6月議会の村長答弁の中で、試験的に砂利道の補修を行っていく話が出ていましたが、その後どのようになったのでしょうか。</p> <p>今年度の砂利道補修に関しては、天候不順の影響もあり、農家の皆さんにはご迷惑お掛けし申し訳ありませんでした。</p> <p>損傷が激しい路線は都度補修を行い、沈下が確認される路線は計画的に嵩上による対応をしておりますが、なかなか補修が追いつかない現状であります。</p> <p>そのことを踏まえて、村の砂利道に合う舗装材を検討するために、簡易舗装材であるカタマ SP を使用した農道の現地視察を行いました。また、今回の議会終了後には農研機構の有識者との Web 協議を予定しており、情報収集を行い具体的に前に進めそうであれば、令和8年度の予算化に向け検討していきたいと考えております。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>2年前くらいから、補修費を増やして様々な方法で砂利道補修の対応をしていることは承知していますが、グレーダーをかけただけで、そこに穴があいていれば雨が降ればまたえぐれてしまうような状況です。特に春先の補修に有益な情報の収集をお願いしたいと思います。</p> <p>また、村長答弁では村内で試験的に行っているような答弁だと思われましたが、先程の話は村外で取り組んでいる情報のことでしょうか。</p>  |
| 薄井課長    | <p>砂利道の補修に関しては、農繁期前に可能な限り補修を行い、農家の皆さまの通行に支障が出ないように整備を努めてまいります。</p> <p>また、カタマ SP については、東北管内に広く実績があり、主に使われているのが林道であります、一部農道にも使われている状況であります。先日、大仙市と男鹿市の施工個所を視察してきましたが、施工後数年経っていますが比較的良好な状況が保たれている印象を受けました。それが村の軟弱地盤に適合するか、大型トラックが頻繁に行き来する状況でどの程度の耐久力があるかまだ見通せない状況であると判断いたしました。そのことも併せて、繰り返しになりますが、農研機構との情報共有を通じて手法を検討して参ります。</p>   |
| 三村委員    | <p>防災行政無線について、村民から聞こえづらいという話があり、村内でどのくらい世帯がしっかり聞こえているか調査したことはありますか。今回の9月補正の中で防災無線に関してあったと思うが、どのように考えていますか。</p>  |

| 発言者   | 発 言 要 旨   |
|-------|---|
| 平ノ内主査 | <p>村民の一部から防災無線が聞こえないといったことに関して、役場に問合せが来ています。主に北1丁目の集合型住宅からよく問い合わせがありますので、この後の防災行政無線を導入する際は電波調査を行ってすべて網羅できるような配置を検討します。</p> <p>また、現在の防災行政無線も設置の際、電波調査を行っていましたが、北1丁目に関しては恐らく樹木が邪魔をして影響が出ていると考えていますので、令和8年度の更新では実施設計で改めて電波調査を行う予定です。少し細かい話になりますが、次年度以降に更新する行政防災無線は、電波の変調が変わるので、電波がより広く届きやすくなることが見込まれます。現在はどこの自治体でも導入されているものですので、それが北1丁目まで広く網羅できるかどうか注意深く調査していきたいと思います。</p>   |
| 三村委員  | <p>先日お話を聞いた方は、西1丁目の住民からだったのですが、西3丁目の近所の方からもお話があり、全域で何軒がしっかりと防災行政無線を受信できているのかという疑問が出ているので、1軒1軒戸別受信機の受信状況を調査する必要があると思うのですがいかがでしょうか。</p>   |
| 薄井課長  | <p>防災行政無線の電波状況により内容が聞こえにくいという村民のお声に対して、まだ十分に対応できておらず申し訳ありません。可能な限り防災行政無線で情報を届けたいと考えておりますが、電波で音声の情報を伝達する関係上、間に障害物があれば電波が届きにくい性質があり、どこの自治体でもそうですが、気象条件や立地条件などが影響し、一概にこれが原因だとは言えませんが、聞き取りにくい状況もあるということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、防災行政無線戸別受信機に関しては、役場に相談していただければ電波を增幅するためのアンテナを追加でお渡しするなどの対応をしており、このことについては役場広報誌でも周知していますので、聞こえないという方がいましたら、ぜひ声を掛けていただければ可能な限り対応したいと考えています。</p> <p>そして、戸別受信機の聞こえ等々に関しては、非常に調査に労力が掛かりますので、これまで調査をしたことはありません。先程、平ノ内主査が申しましたとおり、今度導入する防災行政無線は電波の伝送方式や空气中を伝わる性能が向上している新しい方式のものを想定して設計を組む予定です。それと併せて、戸別受信機も更新予定ですので、可能な限りいざというときの緊急情報を確実に村民の皆さんにお届けしたいというような姿勢で事業を進めて参ります。</p> |

| 発言者   | 発 言 要 旨  |
|-------|--|
| 三村委員  | <p>戸別受信機を更新したときに受信状況の試験をするとと思いますが、設置してから聞こえないということがあれば、非常にもったいないことになりますので、確実に機能するような戸別受信機であればと思いますので、よろしくお願ひします。</p>   |
| 薄井課長  | <p>戸別受信機に限らず、物品の納入に関しては、必ず納品検査を行っています。戸別受信機のように数が多い場合は、抽出検査により対応しており、しっかりと受信できているか性能確認をしています。それと配布の際は、具体的な設置の方法や設置上の注意点など工夫しながら対応して参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>   |
| 三村委員  | <p>この後、更新を控えているものではあると思いますが、住区の新年会や収穫感謝祭などに役場職員の方は参加していただいてますので、その際に現況を把握するために調査をしてみてはいかがでしょうか。</p>  |
| 薄井課長  | <p>住区担当が総務企画課になりますので、協議して検討して参ります。</p>   |
| 大井委員  | <p>関連して、現在の村の防災情報は防災無線やLINEでスマートフォンに連絡が届くと思いますが、この後防災無線を新しくする際には、戸別受信機を全戸に一律に配布するのでは結構費用が掛かると思われますので、考え方を変えていった方が良いと思いますがいかがでしょうか。</p>   |
| 平ノ内主査 | <p>現在、防災情報については、LINEとHPに別操作で情報を流しているのですが、新たな防災行政無線では必要であればXやFacebookなどとも連携し同時に広く情報伝達ができるようになります。今後は戸別受信機だけではなく、携帯電話でそういう情報を確認できるようになるので、戸別受信機は必要ないといった世帯が出てくることも想定しています。そのような世帯がどの程度あるのか調査を行い、その結果、全戸に配布する判断もあるかもしれません、必要個数を検討していきたいと思います。</p> |
| 大井委員  | <p>防災無線の更新については、これまでの前例にとらわれず、余計な経費をかけずに考慮していただければと思います。</p>   |
| 松本委員  | <p>除雪業務委託料について、積雪が少なく除雪の稼働時間が減ったため、当初</p>  |

| 発言者  | 発 言 要 旨  |
|------|--|
| 薄井課長 | <p>設計より実績が減となり不用額が発生したとのことでしたが、この不用額が出ているのにも関わらず、昨年は歳入になかった道路メンテナンス事業補助金除雪分 500 万円が交付されている関連性について教えてください。</p>  |
| 松本委員 | <p>こちらの交付金については、秋田県内での降雪を考慮し、県内全域に交付された補助金となっておりますが、大潟村では雪があまり降らなかったので、除雪費を使わなくて済んだという考え方になります。</p>  |
| 薄井課長 | <p>毎年、除雪に関して村内からクレームや要望がきているものかと思いますので、そういったことも踏まえながら除雪費に反映していただきたいと思います。</p>  |
| 松本委員 | <p>除雪に関しては、クレーム等毎年のようにあることは承知しているところです。毎年除雪に入る前に除雪事業者と警察を交えて安全に除雪をするための打ち合わせを行っております。それと併せて、除雪に係るオペレーターのマンパワー不足や、ベテランも少なくなってきた現状で、村の除雪も維持されているということをご理解していただきたいと思っております。ですので、非常に細かい要望があるのは重々承知しており、請負業者には都度伝えているところではありますが、技術的な部分や限られた時間の中で除雪任務を果たさなければならないというわけで、村民の皆さまからすればやや不備が目立ってしまうところも出てくるというふうに認識しております。</p> <p>人手不足、オペレーターの技術不足、そして作業時間の短さなどの様々な要因が絡んでいる今の状況でございますので、請負業者と住民の皆さまからの要望も含めて打ち合わせを行い、解決できるのかどうか検討して参ります。</p> |
|      | <p>わかりました。次に村道砂利道保守管理事業について、高炉スラグ入りの砕石を仕事で使ったことがあるのですが、製鉄所が近くにあれば安価で調達できるのですが、多分秋田県には製鉄所がないので調達するにはかなりコストがかかると思います。軟弱地盤に使われたりしますが、舗装材を入れた後、厚さによっては補修するときにブレーカーで壊さなければいけないほど硬くなり、逆に厚さが薄ければただ剥がれて終わりだと思います。舗装材も一つの手かもしれませんが、大体穴が開いているところは常に滯水している状態が続いているところですので、まずは砂利道の排水対策をしっかりしていただきたいと思います。グレーダーで押された砂利が砂利道の横に山になることで道が狭くなり、さらに盛り上がったところに草が生えてどんどん道も狭くなり、すり鉢状</p>  |

| 発言者  | 発 言 要 旨  |
|------|--|
|      | <p>になり水が溜まるといった悪循環になっているので、そういったところの排水をしっかりとすることがまず一つ。それから軟弱地盤の対策として改良材を使用するとした方が効率的だと思います。雨が降って大体穴が開いてくるのは排水不良のためだと思っているので、業者の方にもブレードで削って排水改善を徹底してもらった方がコストもかからないと思います。</p>   |
| 薄井課長 | <p>ご意見ありがとうございます。カタマ SP 材等々の資材を使った施工に関しては、松本委員がおっしゃったような課題があるだろうということで認識しております。そういった課題も含めて農研機構の方と今後意見交換をして参りたいと思います。</p> <p>また、雨が降った後の水溜まりの拡大、それに伴う道路の劣化の進行に関しては、松本委員のおっしゃった手法も一つかと思っています。ただ、村の場合は他の地域にない特殊な事情があり、大型車両が高速でたくさん砂利道を通行し、交通量が非常に多いということから、村道の保守については対処療法が続いている状況になります。</p> <p>そういった滞水箇所の改善等についても概ね場所は把握しているので、個別に見ながら対応して参りたいと思います。</p> |
| 松本委員 | <p>路線もかなり長いので、クレームが上がってきているところを重点的に、計画的に取り組んでいただければと思います。</p> <p>次に、排水保全事業の北 2 丁目地内排水路フェンス除去工事について、撤去したところの雑木化が進んでいますが、今後それを生やしたままフェンス代わりにするのか、それともフェンスを置く予定があるのでしょうか。住区の草刈りの際に排水路部分が草木で見えないため、これから管理のために支障が出るかも分かりませんが、そこをどうするのかはっきりしていただきたいとの声が北 2 丁目住区でありましたので、安全性の確保のためにも教えてください。</p>  |
| 薄井課長 | <p>フェンスを置かずにそのままにしている理由は、北 2 丁目住区のさらに北側に位置していますので、通行量も非常に少なく安全性に大きな影響を及ぼさないだろうということ、雑木がフェンス代わりに排水路の目隠しにもなるのではというような判断から、新たなフェンスの設置に係る予算化は行いませんでした。ただ、実際に草刈りをする上でそういった課題があるとすれば、自治会長連絡協議会等々で村の考え方を説明して、草刈りの範囲をお願いする方が良いのかなと思っています。</p> <p>安全性の確保というのは松本委員おっしゃるように非常に重要な要素だと</p>   |

| 発言者  | 発 言 要 旨   |
|------|---|
| 松本委員 | <p>思うますので、注意喚起並びに情報提供を考えたいと思います。</p> <p>危惧しているのは、その場所が周知されれば良いのですが、草木が伸びてしまえば排水路がほとんど見えない状況になります。また、数年前にはそこの近くまで熊が出たということもあったので、できればその辺を綺麗にしておきたいというところはあるのですが、その兼ね合いも含めてしっかり検討していただき、今後の管理の仕方をはっきりさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>付随してそこの側溝周りについて、フェンスがあるのですが、道路の脇の側溝の辺りも草がずっと生えたままになっていますので、雨水の排水としては重要なところだと思いますので、せめてフェンスまでは行かなくて良いのですが、側溝周りの雑木草等は刈っておいた方が良いと思いますので、そこら辺をはっきりさせていただければなと思います。</p> |
| 工藤委員 | <p>除雪業務委託に関して、今年の1月3日か4日に積雪があったにも関わらず、除雪車が来ていませんでした。役場は1月5日まで休みだったので、そのような場合の対応は役場としてどのように行ったのでしょうか。</p>  |
| 薄井課長 | <p>基本的に雪が降りそうな場合は担当への指示、あるいは担当からも請負業者へ除雪指示を行っています。ただ、今年1月3日の状況については、除雪の初動対応が遅れてしまいご迷惑をお掛けしたと思っておりますが、基本的には請負業者が巡回をし、必要であれば役場の指示を仰いだり協議したりといった除雪の対応をしていますので、役場が休みの場合であってもより迅速に判断し対応して参ります。</p>   |
| 工藤委員 | <p>役場が土日や正月で休みの時に、村民の方がどこに電話をかけたら良いかということもありますので、問い合わせ先をしっかりとしていただきたいと思います。</p>   |
| 薄井課長 | <p>年始年末は、役場に電話すれば警備会社をとおして、担当職員に連絡が繋がる体制となっていますので、緊急の際は役場まで連絡をしていただければと思います。また、祝祭日等の除雪に対する広報についても今年度は工夫をして対応したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p>  |
| 黒瀬委員 | <p>交通指導員や消防団員の定員に対しての充足率と成り手が少ない中で、新た</p>   |

| 発言者  | 発 言 要 旨  |
|------|--|
| 三浦主事 | <p>な人員確保のための対応をされているか教えてください。</p> <p>令和7年3月31日時点で、交通指導員は定員15名に対して14名、防犯指導員は定員5名に対して5名、消防団員は定員67名に対して44名となっています。</p> <p>消防団員の担い手不足に関しては、役場と消防団ともに課題として把握していますので、消防団に興味がある方への声がけなどにより団員確保の対策をしています。その効果もあり、令和7年度は団員1名増えましたが、一方で、退団する方もいるので、引き続き新規団員の確保については、他市町とも連絡を取り合いながら方向性を検討していきたいと考えております。</p> |
| 黒瀬委員 | <p>新しい方も出てきているということですので、引き続き消防団の方と連携を取りながらぜひお願いできればと思います。</p>  |
| 黒瀬委員 | <p>八郎湖水質改善対策事業について、それぞれの取り組み割合やここ数年の取り組み状況を教えてください。</p>  |
| 佐藤主査 | <p>令和6年度の実績は実績面積で申し上げますと、大潟村の実績が953haになります。そのうち直播が約30ha、無代かき栽培が約90haで残りが無落水で約830haとなっております。</p>  |
| 黒瀬委員 | <p>3年間の補助対象終了後は継続して取り組んでいるかどうかわかりますか。</p>  |
| 佐藤主査 | <p>八郎湖対策室で調査している実績になり、他市町村も含まれた数字になりますが、約9割が大潟村と伺っていますので、そのつもりで計算していただければと思います。令和6年度実績は、無代かき栽培が740ha、無落水が1,616ha、直播が58ha実施されていると推計されます。</p>  |
| 黒瀬委員 | <p>わかりました。比較的補助が終了しても継続しているということですね。引き続き取り組みの啓発をしていただきたいと思います。</p>   |
| 黒瀬委員 | <p>自然エネルギー100%の村づくり推進事業の繰越分の実績が1億1,535万4,000円で不用額が1億694万6,000円で2億2,000万円繰り越ししたうちの約半分が繰越明許として出ているという理解でよろしいでしょうか。</p>   |

| 発言者   | 発 言 要 旨   |
|-------|---|
| 佐藤主査  | <p>令和5年度から令和6年度へ繰越分の2億2,230万円については、蓄電池の分になります。当初、予算計上していた段階では、蓄電池のメーカーが現在入っているメーカーと別の蓄電池を想定しておりまして、令和6年度に繰り越した後、契約した際は、今入っているファーウェイ製の蓄電池に変更になったことから、決算書に出てきている1億694万6,000円が不用額となったということになります。ですので、この不用額分は、令和7年度への繰り越しには回っていないものになります。</p> |
| 黒瀬委員  | <p>わかりました。確認ですが、メーカーが変わり、金額が半分になんでも性能や容量的には当初の事業計画繰越時点で計画していたとおりという理解でよろしいでしょうか。</p>  |
| 佐藤主査  | <p>容量や性能等については問題なく、同等のものが入っています。<br/>しかしながら、パネルとの相性の問題があると思われますが、そこについては検証しようがないというところでございます。</p>   |
| 黒瀬委員  | <p>繰越明許の考え方について教えてください。一般的に繰り越した上で大きく仕様やメーカーが変わり金額が変わることは許容されるものなのでしょうか。</p>  |
| 佐藤主査  | <p>繰越明許をするタイミングで負担行為を実施した後に繰り越すパターンとその負担行為を要さないで繰り越すパターンがあるかと思いますが、今回は負担行為がない状態で、まだ確定していない状態での繰越を行ったため、繰越後に入札とか契約となってますので変更自体はないわけではないという認識でおります。</p>   |
| 松雪委員長 | <p>休憩します。 (10:32)<br/>再開します。 (10:33)</p>  |
| 松雪委員長 | <p>休憩します。 (10:34)<br/>再開します。 (10:35)</p>  |
| 大井議員  | <p>八郎湖周辺清掃事務組合事業の負担金について村から出るゴミの量によって村の負担金が変わることはないと思いますが、村の生ゴミの量は前年と比べてどのようになっていますか。</p>   |

| 発言者    | 発 言 要 旨  |
|--------|--|
| 渡辺主査   | <p>村のゴミの量については、人口の減少に伴い全体的に減少傾向にあります。それとゴミの処理量によって負担金の額が変わります。決算書 113 ページ内、八郎湖周辺清掃事務組合の負担金は、4,374 万 9,000 円であり、その内訳は運営費と修繕費になっており、運営費の負担割合が平等割 20%、人口割 40%、それと前々年度のゴミ処理の実績による負担割合が 40% となっておりますので、ゴミの量が減ってくるとこここの負担金の部分が減ってくるということになります。</p> |
| 松雪委員長  | <p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>  |
| 松雪委員長  | <p>ないようですので、生活環境課部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。</p>   |
| 松雪委員長  | <p>休憩します。 (10:37)<br/>再開します。 (10:45)</p>   |
| 松雪委員長  | <p>休憩前の保留していた質問について、当局より説明をお願いいたします。</p>   |
| 渡辺主査   | <p>黒瀬委員からご質問のありました墓地の使用状況について回答します。現在の墓地の使用状況ですが、全区画が 579 区画で、使用しているのが 565 区画、空きが 14 区画となっております。使用率としては 97.5% となっております。</p>  |
| 黒瀬委員   | <p>わかりました。</p>   |
| 松雪委員長  | <p>次に、企業会計の審査に移ります。それでは、簡易水道事業会計について、当局の説明を求めます。</p>   |
| 平ノ内主査  | <p>【資料に基づき説明】</p>  |
| 松雪委員長  | <p>当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございますか。</p>   |
| 松橋副委員長 | <p>アセットマネジメント業務委託について、これは計画づくりのことでしょう</p>  |

| 発言者    | 発 言 要 旨   |
|--------|---|
| 平ノ内主査  | <p>か。</p> <p>村の簡易水道事業で今現在持っている資産がいつ時点で更新が必要な時期が来るのか、それに伴ってどの程度の費用がかかるのかを一体的に考え、適切な投資時期を策定するものであり、それを受けたて現在経営戦略を立てるといった流れになっています。</p>  |
| 松橋副委員長 | <p>去年もこれと同じような費用が計上されていたと思いますが、これは今回契約すると何年かおきにとなる業務委託でしょうか。</p>  |
| 平ノ内主査  | <p>令和 6 年度の当初予算にアセットマネジメント業務委託費を計上しておりますが、毎年行うものではなく、適切な時期に行うものとなっております。こちらに関しては、総務省より各市町村において、水道事業の経営戦略を立てるようにとの通達を受け、令和 6 年度にアセットマネジメント事業を行い、現在、経営戦略を行っているというものになります。</p> |
| 松橋副委員長 | <p>1 回経営戦略を立てれば、次はこの時期に更新といったことは基本的には考えなくてもよろしいのでしょうか。</p>  |
| 平ノ内主査  | <p>現在立てている指標を基に水道経営をしていくというものになりますので、情勢に変化が生じない限りはその計画に基づいて水道経営を行っていきたいと考えております。</p>  |
| 松橋副委員長 | <p>個人的な感覚で恐縮ですが、戦略的な業務づくりに関するることは、一般的に見ると資本的な支出に思えるのですが、今回保有している構築物や資産の状況を把握するためにこのような方法をとっているのか、その考え方を教えてください。</p>   |
| 平ノ内主査  | <p>アセットマネジメントも現在策定している経営戦略に関しても資本的なのか収益的なのかどちらに分類するかは私どもも迷うところでありましたので、コンサルの方に確認をしております。その結果、収益的な支出の方への分類で良いだろうというようなアドバイスをいただいたので、こちらの予算に関しては今回収益的支出の方に分類しました。</p>         |
| 松橋副委員長 | <p>確固たる国としてのルールがあるわけではなく、資本的支出にカウントして</p>   |

| 発言者    | 発 言 要 旨   |
|--------|---|
| 平ノ内主査  | <p>も問題ないというものになっているのでしょうか。</p> <p>国は特に明示しているわけではなく、あくまでもコンサルの助言を受けて収益的支出に計上していますが、他の市町村では資本的支出に計上しているようなケースがあるかもしれません。ただ、先程も申し上げましたとおり、今回は収益的収支で整理をしました。</p>  |
| 松橋副委員長 | 企業会計に移行して初回の決算になりますか。   |
| 平ノ内主査  | 初めての決算書になります。   |
| 松橋副委員長 | 現場の方々の感覚として、企業会計に移行して今まで以上に実態を把握できるようになった実感はありますか。  |
| 平ノ内主査  | <p>今のところ負担であるという感覚でしかございません。</p> <p>私どもは官庁会計に慣れているので、企業会計に慣れていくには、資料的には資金の流れや投資しているものの消費の流れがしっかり出てくるので、企業会計で良かったとなるかもしれません、現段階ではまだ1期目ですので複雑さを感じるところであります。</p> |
| 松橋副委員長 | わかりました。ありがとうございました。   |
| 齋藤委員   | 企業債の部分について、利率の決定はどのようにされるのか教えてください。   |
| 平ノ内主査  | 借入のやり取りに関しては、現在、総務企画課が窓口で行っており、借入金額と償還期間によって利率が決まるものということで確認しております。   |
| 齋藤委員   | その時期の長期金利ですか金融状況とその借入金額の大きさによるリスクと期限の長さを加味して決まるという理解でよろしいでしょうか。   |
| 平ノ内主査  | そのように理解しています。   |
| 黒瀬委員   | この他会計補助金の一般会計から入ってくる金額について、これについて本来予算の話になると思われますが、この金額の根拠はどのような理屈になるの   |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 平ノ内主査   | <p>ですか。</p> <p>簡易水道に関しては、繰入金を計算するときに、令和6年度に簡易水道で発生する償還額の2分の1、償還利息の2分の1、その償還利息2分の1が収益的収入で、元金の返済に係る2分の1は資本的収入に分類され、予算計上し、決算に出てきているものです。</p>  |
| 黒瀬委員    | わかりました。  |
| 菅原(史)委員 | 企業債の明細書について、起債区分の名称がかわっただけという理解でよろしいですか。次に企業会計になったからといって補助率は今までと同じ考え方でよろしいでしょうか。自治体の会計と企業会計が違っているからこそどういうふうになるのか疑問に思うところがあるので教えてください。  |
| 平ノ内主査   | <p>1点目の種類、名称が変わった件に関しては、企業会計への準備期間として3年間公営企業会計適用債を適用しております。この間に固定資産台帳の作成ですとか企業会計システムの整備等を行っており、移行に伴い係る経費の財源としてこの公営企業適用債を3年間使っております。</p> <p>次に簡易水道事業債に関しては、あくまで建設改良水道工事に関わる建設改良費に財源として適用しているものです。簡易水道事業債は企業会計への移行の前後で利率が変わっているわけではなく、対象経費100%に対して55%交付税算入という計算になっております。</p> |
| 菅原(史)委員 | 要するに公営企業会計の準備期間の適用された企業債ということですが、これに対しても補助率などが関係あるのでしょうか。  |
| 平ノ内主査   | 後ほど調べて回答します。   |
| 松雪委員長   | 他にございませんか。   |
| 【なしの声】  |  |
| 松雪委員長   | ないようですので、簡易水道事業会計についての質疑を終わります。次に、公共下水道事業会計について、当局の説明を求めます。  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 荒関主査    | 【資料に基づき説明】   |
| 松雪委員長   | 当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございますか。  |
| 松橋副委員長  | 利益剰余金を未処分にするというご提案だったのですが、これはいつまで未処分のままにしておけるのでしょうか。   |
| 荒関主査    | 基本的には出た利益は、直近の決算議会で処分すべきと認識しております。現在は指針がない状態ですが、しっかりととした根拠が今年度中できますので、来年度にまとめてご提案する予定にしております。また、いつまで保有できるかについては、保有期間の決まりはないと思いますが、すぐ処分すべきと考えます。                    |
| 松橋副委員長  | わかりました。まだルールが定まりきっていない部分も少しあるということでしょうか。   |
| 荒関主査    | 先程の簡易水道事業のアセットマネジメント事業委託も3条、4条どちらに振るのが適当かですが、結果どちらでも良く、村の考え方でどうするのかということが一番の肝になります。ですので、会計を運用していく中で、今後も課題や判断に迷うことがあると思いますので、コンサルなどに意見を仰ぎつつ村として都度考え方をまとめていきたいと思います。 |
| 松橋副委員長  | 村の中で監査をし、議会で議決をしていくわけですけども、処理の仕方について、国などの上位機関から指摘されるような機会はあるのでしょうか。  |
| 荒関主査    | 決算に関してはそのような機会があるとは聞いたことはありません。5月から6月の決算統計で厳密な調査を行い、その行程を経たものが決算書になります。  |
| 松橋副委員長  | わかりました。  |
| 菅原(史)委員 | 今回未処分の承認をもらうということですが、決算の承認だけではなく、これもまた別々で承認をもらうのでしょうかということが1点、次に今回未処分のものを未処分のままにして、処分の使い道が決まった時点でその件もまた議会の承認を求めるものなのか教えてください。                                      |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 荒関主査    | <p>決算については、議案という形で上げております。中身としては、この利益剰余金部分の決定については議案、認定として決算内容というような2本立ての議案になっております。</p> <p>もしこれが赤字決算であれば、決算の認定だけになるのですが、黒字が出た分については、他の自治体と同じようにこのような形で議決をいただくことが適当と考えます。</p> |
| 菅原(史)委員 | 処分が決まつたらどうするのですか。   |
| 荒関主査    | 今回は持ち越しになるので、来年度の話で行きますと、329ページの利益剰余金の数字に来年の未処分分が上乗せになった表になります。それをどうやって振り分けるかというのをお示しする中身になると思います。  |
| 菅原(史)委員 | この処分は来年のこの時期に行うという理解でよろしいでしょうか。   |
| 荒関主査    | 決算議会でいただくものになります。   |
| 菅原(史)委員 | 貸借対照表について、今回が初めての決算なので期末の数値で出てきていますが、来年令和7年度決算では期首と期末の両方が出てくる形になるのでしょうか。それとも期末だけになるのか教えてください。   |
| 荒関主査    | 決算書として出る形は、事業をやった年度の貸借対照表になります。   |
| 菅原(史)委員 | 要するに期末の貸借対照表が出てくるという理解でよろしいでしょうか。   |
| 荒関主査    | そのとおりになります。   |
| 菅原(史)委員 | 今回の期末が来年の期首になるはずなので、それも参考に見れば良いという理解でよろしいでしょうか。   |
| 荒関主査    | そのとおりになります。   |
| 松橋副委員長  | 利益剰余金の処分について、今回は黒字のケースですが、来年もし赤字の場合、損益は通算されるのでしょうか。それとも報告義務はなくなり議会で決し   |

| 発言者    | 発 言 要 旨   |
|--------|---|
| 荒関主査   | <p>なくてもよくなるのでしょうか。</p> <p>内容について、コンサルに事例や意見を仰がなければならない形になると思います。このご意見については考え方の整理をする時間をいただいて、来年度までにまとめたいと思うのですが、例えば損益計算書などといったん議決を経たものはもう変えることはできません。ですので、来年度、例えば赤字になりましたが、まだ未処分の利益剰余があるので赤字だけど、処分が決まった剰余金の表をお示しするものと考えます。</p> |
| 松橋副委員長 | 利益剰余金の割振りの選択肢についてもう一度教えてください。   |
| 荒関主査   | 大潟村で現在考えている大枠になりますが、一つは工事のための積立金、もう一つは災害対策、もう一つは資本に吸収させる、そして最後に起債の前倒し償還の4つが選択肢として考えられます。  |
| 松橋副委員長 | 貸借対照表とか損益計算書の数字なので、実際のこの剰余金とキャッシュの額が一致するわけではなく、結局最後はキャッシュとしてどこかに出てくるのではと思うのですが、それをどこのかテゴリーの積立金に回すかということは、あらかじめ決めておかなければいけない内容になるのでしょうか。   |
| 荒関主査   | <p>これをどこにも振らないとそれこそ未処分で持ち続けているということになります。企業会計になります。単式簿記には見えない先々のことを考えなければいけないという意識も出てきたところであります。</p> <p>そのような状況を見据えて今後の経営をしていきたいと思っております。</p>   |
| 松橋副委員長 | 今私が質問した内容は、工事や災害への積立だとしても最終的にはキャッシュとしてどこかに出る中で、それをあらかじめ余剰金としてここに充てますといったことを決めておかなければいけないということが行政の会計のルールということで理解してよろしいでしょうか。   |
| 荒関主査   | おっしゃるとおりです。そのための根拠として、各種計画となります。  |
| 松橋副委員長 | わかりました。   |
| 黒瀬委員   | 企業会計の資料の作り方について、主要な施策に掲載されていないと思いま  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 荒関主査    | <p>ですが、その意図や考え方を教えてください。</p> <p>決算書 331 ページからの事業報告書が主要な施策に相当する部分になります。</p>   |
| 黒瀬委員    | <p>決算報告書の付随資料としてある事業報告書だと思うのですが、何かフォーマットがあるものなのでしょうか。概要は分かりますが、何年か経っていくと、特別会計の資料も経年の数字やグラフだとか色々出るような概要資料になり、わかりやすいなと思うので、対前年の表もなども含めて、今後どちらに入っても構わないのですが、資料の作り方を検討していただけるということでよろしいでしようか。</p>  |
| 薄井課長    | <p>主要な施策の資料には、グラフ等々掲載され、これまでの移り変わりなど非常に分かりやすく概要がまとめられておりますので、企業会計についても他市町村の先行例を参考にしながらわかりやすい事業報告書の作成を検討して参ります。</p>   |
| 菅原(史)委員 | <p>確認になりますが、水道も同じなのですが、下水の 323 ページの決算報告書で先程の説明で、上の方の収入もそうですが、支出も営業費用の中に内消費税というふうになっていて、説明を聞くとこの下の段の営業外費用の方が、仮払い消費税という説明で、これは備考と区分が違うのではないかと思うのですが、収入の方も同じだと思うんです。</p> <p>営業外収益の方に仮払い消費税というのが払って、仮受消費税というのが来るのではないかと水道の方も同じような感じで出ていますが、どちらでしょうか。</p> |
| 平ノ内主査   | <p>簡易水道で説明しますと、営業収益は、料金収入がこのほとんどになるのですが、料金収入の中に消費税が含まれた形で徴収しています。それらを足したもののが右側の備考で借受消費税および地方消費税、仮に受けている消費税という形で営業収益の中で記載しています。</p> <p>費用については、営業費用でというのが上水で言えば原水浄水費ですか、配水給水費これらほぼすべてが消費税を含んだ状態で請求が来ますので、仮払い消費税と表記して記載しています。</p>                      |
| 菅原(史)委員 | <p>上水はわかりました。下水も同じ考え方でしようか。</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 荒閑主査    | 下水も同じです。  |
| 菅原(史)委員 | わかりました。   |
| 大井委員    | 337 ページの投資に関して、株券が 10 万円あるということですが、その理由を教えてください。  |
| 荒閑主査    | 株式会社ONE・AQITAという秋田県内の下水道に関する計画や各種積算を行う県・市町村・民間が合同で立ち上げた会社があります。その株券については、51%を市町村で保有するということで、そのうちの 10 万円分が大潟村の保有というものです。 |
| 大井委員    | 村の負担が 10 万円ということで、それ以外の追加負担はないということでどうか。  |
| 荒閑主査    | あくまで市町村と県が主導するための株券 51%の保有ですので、現時点では売却や増資などはされないものです。   |
| 大井委員    | もう一度社名を教えてください。   |
| 荒閑主査    | 株式会社ONE・AQITAです。  |
| 松雪委員長   | 他にございませんか。  |
|         | 【なしの声】  |
| 松雪委員長   | ないようですので、公共下水道事業会計について質疑を終わります  |
| 松雪委員長   | ここで保留案件について当局より説明をお願いします。   |
| 平ノ内主査   | 菅原史夫委員の質問に回答します。企業会計に関する事業債について、対象経費の 50%が特別交付税措置されるという内容となっています。   |
| 三浦主事    | 菅原アキ子委員の質問に回答します。負担金の対象地域は、男鹿市、潟上市、   |

| 発言者   | 発 言 要 旨  |
|-------|--|
|       | 大潟村の3市町村になります。また、男鹿地区消防一部事務組合の令和6年度負担金の総額は、14億1,180万5,000円となっております。市町村ごとの内訳ですが、男鹿市が7億1,733万1,000円、全体の負担割合は50.8%で、潟上市が5億5,495万8,000円で負担割合は39.3%、大潟村が1億3,951万6,000円で負担割合は9.9%となっております。各市町村の負担金の算出方法についてですが、全体の市町村の負担金総額のうち、2割を平等割で、残りの8割を人口割で按分しております。 |
| 松雪委員長 | 他にございませんか。   |
|       | 【なしの声】   |
| 松雪委員長 | 以上で生活環境課部門についての質疑を終わります。   |
| 松雪委員長 | 休憩します。(11:56)<br>再開します。(11:59)   |
| 松雪委員長 | ここで、本日の審議を終了し、再開は、翌日9月16日の9時00分とします。<br>本日はこれにて散会いたします。  |
|       | (散会 11:59)   |

令和 7 年第 5 回（9 月）大潟村議会定例会  
 令和 6 年度大潟村決算特別委員会 会議記録  
 【 農業委員会・産業振興課 】

|               |                               |               |              |
|---------------|-------------------------------|---------------|--------------|
| 招集年月日         | 令和 7 年 9 月 9 日（火）             |               |              |
| 招集場所          | 役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」          |               |              |
| 開会日時          | 令和 7 年 9 月 16 日（火） 8:59～15:25 |               |              |
| 出席委員<br>(11名) | 委員長 松雪 照美                     | 副委員長 松橋 拓郎    | 委員 松本 正明     |
|               | 委員 菅原 アキ子                     | 委員 川渕 文雄      | 委員 黒瀬 友基     |
|               | 委員 菅原 史夫                      | 委員 斎藤 牧人      | 委員 三村 敏子     |
|               | 委員 大井 圭吾                      | 委員 工藤 勝       | オブザーバー 丹野 敏彦 |
| 欠席委員<br>(0名)  |                               |               |              |
|               |                               |               |              |
| 出席職員<br>(12名) | 【特別職】                         |               |              |
|               | 副村長 小澤 菜穂子                    | 代表監査委員 佐々木 秀樹 | 事務局長 近藤 綾子   |
|               | 【福祉保健課】                       |               |              |
|               | 課長 北嶋 学                       | 主事 佐藤 佑樹      |              |
|               | 【農業委員会】                       |               |              |
|               | 事務局長 澤井 公子                    |               |              |
| 【産業振興課】       |                               |               |              |
|               | 課長 伊東 寛                       | 課長補佐 小林 豊     | 主査 小形谷 範子    |
|               | 主任 佐藤 真悟                      | 主事 小野 舜       | 主事 土井 健太郎    |
|               |                               |               |              |

|      |          |                                    |
|------|----------|------------------------------------|
| 付託事件 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度大潟村歳入歳出決算認定について             |
|      | 議案第 49 号 | 令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について  |
|      | 議案第 50 号 | 令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について |

| 発言者   | 発言要旨   |
|-------|--|
| 松雪委員長 | <p>(開会 8:59)</p> <p>それでは、昨日に引き続き「令和 6 年度大潟村決算特別委員会」を再開いたします。</p> <p>まず、11 日に保留にしました福祉保健課部門の三村委員の質問についてよろ</p> |

| 発言者     | 発言要旨  |
|---------|---|
| 佐藤(佑)主事 | しくお願いします。<br><br>回答を保留にしておりました後期高齢者医療の負担割合別の被保険者数についてご回答いたします。令和6年度末時点で1割が337名、2割が187名、3割が155名となっております。                                 |
| 松雪委員長   | これより農業委員会・産業振興課部門の審査を行います。農業委員会・産業振興課部門の一般会計歳入部分について当局の説明を求めます。   |
| 佐藤主任    | 【資料に基づき説明】  |
| 松雪委員長   | 当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  |
| 松橋副委員長  | 道の駅急速充電器電力電気料金補填金は、誰から村に払われていますか。   |
| 小形谷主査   | 道の駅急速充電器の設置につきましては、日本充電インフラ株式会社という会社で設置しております、村は電気料金を負担していますが、その電力の従量料金に相当する金額を、設置している日本充電インフラ株式会社から、村に補填金として歳入に入ってくるといったような流れとなっております。 |
| 松橋副委員長  | 基本的に使用量に関わらず、固定の金額が入ってくるのですか。   |
| 小形谷主査   | 使用料に対して補填金が入ってくる形です。基本料金プラス使用料に対して何kwhまでとなど計算方法は複雑ですが、基本料金プラス使用料に対して補填金が払われているような形になっております。   |
| 松橋副委員長  | 使用量に応じて補填金も増えていくことですが使用量は、増えているか減っているか分かりますか。   |
| 小形谷主査   | 年間の利用総時間で見ますと令和6年度は令和5年度に比べて少なくなっています。  |
| 松橋副委員長  | 比較できるのは、令和5年以前の古いデータはありますか。   |
| 小形谷主査   | 後ほど調べてお答えいたします。   |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 菅原(ア)委員 | もし私の聞き違いでなければ、要望箱の設置っていうふうに理解したのですがよろしいでしょうか。その場合の要望箱は、どこに設置されているのでしょうか。それと要望箱にもし投函されているとすれば内容はどのようなものでしょうか。   |
| 小野主事    | 設置しているのは養蜂箱になります。設置場所につきましては、北1丁目地内と東4丁目地内と西野地内の全部で3ヶ所設置しております。  |
| 菅原(ア)委員 | 要望箱って言うからには、投函されているかと思いましたが、養蜂箱ですね。  |
| 松雪委員長   | 他に質問ありませんか。  |
|         | 【なしの声】   |
| 松雪委員長   | ないようですので、一般会計歳入部分についての質疑を終わります。次に、一般会計歳出部分について当局の説明を求めます。  |
| 澤井事務局長  | 【資料に基づき説明】   |
| 佐藤主任    |  |
| 小野主事    |  |
| 小形谷主査   |  |
| 松雪委員長   | 当局の説明が終わりましたので、歳出部分について質疑に入ります。質疑ございませんか。  |
| 菅原(ア)委員 | 起業支援事業ということで、8月より何か試験的なことを行っているとの説明がありましたが、該当は何件でしょうか。この起業に対しての補助について詳しく教えていただけませんでしょうか。   |
| 小形谷主査   | 村内在住の方が新たにカフェを併設した宿泊業を開業したいということで、その方1名に対して補助をしているものです。県の補助金を活用し、村の補助金の要件としまして、県補助金の協調助成という形をとっております。その方が県の補助金の採択を受けましたので、村でも審査を行い 186万2,500円の協調助成という形で補助金を支給しております。補助金交付者は1件でございます。 |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 菅原(ア)委員 | <p>これからその宿泊についても徐々に行っていくのかなと思いますが、その辺に関してはどうでしょうか。</p>   |
| 小形谷主査   | <p>この方に関しましては、宿泊できる部屋が2部屋と、トレーラーハウスでの宿泊という形をとっているところですけれども、伺ったお話ですと現在は、大々的には宿泊を受け入れておらず、まずは試験的な運用を行っていると伺っているところです。これからいろいろな形で活用されていくのかなと思っているところでございます。</p>                               |
| 大井委員    | <p>アグリフロンティア育成研修費は、県の試験場に村の人が研修で参加している事業かと認識していますが、近年何人ぐらい参加しているか教えてください。</p>  |
| 土井主事    | <p>秋田アグリフロンティア育成研修事業は、1年生2年生とあって、今現在2年生が1名県の農業試験場に研修に参加しております。</p>   |
| 大井委員    | <p>そうすると事業費の90万は、1名分でしょうか。参加された方は、その後就農されているのでしょうか。</p>  |
| 土井主事    | <p>令和4年度・令和5年度も、研修事業に参加されている方がいまして、今年も秋田アグリフロンティア育成研修事業の募集をホームページで行っており、要望があれば、研修費を補助していきたいと思います。研修費は、1名に対して90万円の補助でございます。</p>   |
| 大井委員    | <p>先ほど聞きましたが修了された人は皆さん村に就農しているということでよろしいでしょうか。</p>   |
| 土井主事    | <p>修了された方は、村で就農しております。</p>   |
| 黒瀬委員    | <p>桜と菜の花まつりの実行委員会補助金についてですが、基本的にはこの補助金のみで、実行委員会の事業がされているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>もう1点、ふるさと交流施設整備事業の工事請負の高压ケーブル及び地中開閉器更新工事は、補正されたものかと思いますが、村負担が58.46%ということですが、負担割合の根拠があれば教えていただければと思います。</p> |

| 発言者   | 発 言 要 旨   |
|-------|---|
| 小形谷主査 | <p>一つ目の桜と菜の花まつり推進事業の補助金 300 万円についてですけれども、こちらの実行委員会につきましては、補助金のみで行っているところです。企業からの協賛金や負担金等はございません。</p> <p>次にふるさと交流施設整備事業の高压ケーブルおよび地中開閉器更新工事の負担金についてですが、先ほども説明しましたが 58.46%が村負担ということで、こちらの根拠につきましては、今回の工事を実施したのは、ホテルとの合算であることと、温泉、健康館の電気供給に関わっているものであることからそれぞれの施設の電気使用量による按分で負担割合を算出しています。</p>                                |
| 黒瀬委員  | <p>桜と菜の花まつり実行委員会の補助金等が村の事業で、全額村の補助で実施することは、構わないと思いますが、交通誘導等は、村が委託する形を取っている理由があれば教えていただきたいのと、先ほどの高压ケーブルの件に関しては、理由はわかったのですけれども、村負担が半分超えている状況でもやはり工事主体としては県になるということでよろしいのでしょうか。</p>  |
| 小形谷主査 | <p>交通誘導業務委託料については、桜と菜の花が開花した際の、桜・菜の花ロードの交通誘導の業務委託ということで、村で実施しています。桜と菜の花まつり会場の交通誘導も委託しておりますが、そちらについては、桜と菜の花まつり実行委員会で委託しておりますので、そういった分け方を行っているということでご理解いただければと思います。</p> <p>次に高压ケーブルの負担の考え方についてですが、確かに半分以上が村の負担になりますが、今回の高压ケーブルについては、県の財産のものになりますので、負担割合に応じてということではなく、財産が県であることから、県の発注の工事になったということでございますので、よろしくお願ひいたします。</p> |
| 黒瀬委員  | <p>住区内等危険木伐採事業についてですが、令和 6 年度は、どこをやられているのかと、いつまでやるのか教えていただければと思います。</p>   |
| 小野主事  | <p>昨年度は西 3 丁目地内を実施しております。今年度につきましては、東 3 丁目地内を予定しているところです。今後も必要に応じまして、住区長の方々はじめ相談しながら対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。</p>   |
| 斎藤委員  | <p>以前、新商品開発の事業があったと思うのですが、今回の決算にはのつてこないのでしょうか。</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 小形谷主査   | ものづくりチャレンジ支援事業については3月の段階で、申請者がいなかつたことから全額減額補正しておりますので、今回の決算には、出てきておりません。   |
| 菅原(ア)委員 | 住区内等危険木伐採事業についてですが、先ほどの説明ですと、住区からの要望やその都度、協議しながら実施していくとのことです、14日の朝、強風だったせいか村民センターの北側の入口を朝通りましたら、大木が根っこから倒れて入口を塞いでいました。これは通れないなと思って連絡しようと思って、ちょっと後で見たら既に処理されていましたが、これからこのような木の伐採は、年次計画を立ててやるとかではなくて、実際そういう被害に遭ったとき、都度行うということでしょうか。それに関連してですが、墓地公園の東側は、綺麗に伐採されていますけれども、西側には何本か枯れた木があります。もし倒れればお墓に被害があるのではないかと思いますが、危険木に関して、村はどのように考えておられるのでしょうか。 |
| 小野主事    | 住区内の危険木に関しては先ほどもお話ししたとおり必要に応じて計画的に実施していきたいと考えております。また危険木を処理する際には、枯れているマツ、倒木の危険性が高いマツをまず優先的に処理をしたいと考えております。緊急的な倒木に関しては、防災林地内除伐等業務委託料で必要に応じて対応しております。また、墓地公園の西側につきましては、今年度事業の中で処理を考えておりますので、よろしくお願ひします。  |
| 菅原(ア)委員 | この前確認したらずいぶん木が高く、倒れたら大変なことになるなと思いましたが、今年度に処理することをお聞きしましたのでよかったですなと思います。この業務委託料は、業者に委託されているという理解でよろしいでしょうか。また、これは毎年行っていることですか。  |
| 小野主事    | おっしゃるとおりでございます。  |
| 大井委員    | ハウス団地のA地区に枯れたマツ林が立っていて、14日の朝に木が倒れて道路をふさいでいて、村民の方から連絡がありました。休日なのでとりあえず通れるようにだけ寄せといたのですが、周辺を見たらいっぱい腐つていつ倒れてもおかしくないような高い木がいっぱい立っていたのですが、倒木の確認は、村民から連絡があつて撤去しに行くのでしょうか。また、A地区のハウス団地周   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 小野主事    | <p>辺の枯れ木の伐採は、今年度中に行う予定はあるのでしょうか。</p> <p>強風があった際には担当で巡回をしているところですが、14日に関しましては、巡回ができていなかった状況になりますので、課内で共有しながら、必要に応じて倒木の適切な処理について実施していきたいと考えております。当該箇所につきましては、必要に応じて伐採を行いますが、他の箇所についても、マツが枯れている箇所がありますので、交通量なども加味しながら、優先順位をつけて処理を行っていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> |
| 大井委員    | <p>今のところ予定は無いとのことですが、いつ倒れてもおかしくないような木が10本以上あるのではないかと思います。夜は人通りの少ないところでハウスの近くなので、倒れてもハウスに渡ることはないと思われますし、道路を塞ぐくらいですが、危ないと思いますので、そういう部分は優先的にやってほしいと思います。</p>   |
| 小野主事    | <p>まずは現場を確認させていただきまして必要に応じて対応させていきたいと思いますのでお願ひします。</p>  |
| 菅原(ア)委員 | <p>墓地公園のことについてですが、墓地公園の西側は、今年度処理をするということですが、西側を全部伐採すると計画されているのでしょうか。それとも枯れている危険な木にのみになるのでしょうか。今村でどのように考えているでしょうか。</p>   |
| 小野主事    | <p>今年度実施する事業につきましては、マツ林・ナラ林等景観向上業務委託において実施を考えております。こちらの事業につきましては、枯れマツの処理になります。事業実施後に危険性の高い木があるようであれば、必要に応じて対応したいと考えております。</p>   |
| 菅原(ア)委員 | <p>全部の伐採っていうことではないですね。</p>  |
| 小野主事    | <p>枯れているマツのみの対応となっております。</p>  |
| 菅原(ア)委員 | <p>ちなみにですが、東側は全部伐採されましたが、あれはどのような意図で伐採されたのでしょうか。</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 伊東課長    | <p>墓地公園の西側についてですが、こちらに関しては男鹿琴丘線のところのマツもだいぶ枯れていますので、それとあわせまして今後発注を予定していますので近々実施されるかと思います。また、東側の方ですが、こちらも同じくマツ林・ナラ林等景観向上業務委託で伐採したものですので、その当時枯れているマツを全て伐採された形になっているかと思っております。</p>   |
| 菅原(ア)委員 | <p>非常に危険な高さになっていますので、もし倒れてくれれば、お墓の被害はおびただしい数になると思います。西側の方からの風が強いですので、危険な高さにもなっていまして、急に倒れるということは、今まで総中内でもありましたので、そういう被害にあって補償問題になれば大変だと思いますので、村が管理している以上そういう不安のないような処理の仕方をお願いしたいと思います。</p>  |
| 伊東課長    | <p>いずれ住区内の危険木に関しましても西1丁目から順番に年次計画で実施しておりますので、今年が東3丁目地内で翌年度は東2丁目地内を考えております。あくまでも人に危険が及ぶ、もしくは建物に及ぶ可能性が高いところをまず重点的に伐採するということでございます。それから先ほどの墓地公園の話ですが、補助事業により実施するもので、後々に検査を行った際に、健全木を切っているような形跡が見られた場合に、補助対象となりませんので、枯れている木は補助事業で、そうではない危険だと思われる木はまた別の事業で発生するなどという形で対応しておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> |
| 川渕委員    | <p>大潟村から船越まで、もみじの並木に1回補植をしましたが、そのうちの約半分ぐらいは枯れています。これは、今後どのような対応を考えていますか。地盤があそこ砂地であることから枯れていることかと思います。最初に植えた木はもう既に1メーター50約2メーター近くまで伸びているのが現状ですから、再度補植をして、綺麗な道を造ってほしいと思いますが、いかがなものでしょうか。</p>   |
| 小野主事    | <p>現状当該箇所に関する補植は検討しておりませんが、必要に応じて今後検討していくかと考えております。また、枯れている木も見られるということで、今後補植する際には、適当な樹種を選定した上で実施したいと考えております。</p>   |
| 川渕委員    | <p>農業委員会費中の人件費は、農業委員会の会長、その他の報酬が記載されて</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
|         | <p>いますが、農業委員会の会長は、最近非常に多忙かと思いますので、来年度以降、月に1万円、年間で12万円ほどの増額をお願いしたいと思いますが、どのように考えていますか。</p>   |
| 澤井事務局長  | <p>村の会長、他委員の報酬につきましては県内及び周辺市町村の中でもですが、村は高い方であります。</p> <p>公務が多忙であることは、十分理解していますが、県内の周辺の農業委員の報酬との兼ね合いもありますので、検討はさせていただきますが、増額するのは難しいかなと、農業委員会事務局としてはそのように考えております。</p>   |
| 川渕委員    | <p>今回13名また新たに新任されましたので、その中で十分検討して、今の話はありましたけども、進めていただきたいと思います。</p>  |
| 菅原(史)委員 | <p>高収益作物生産促進事業で、年度末締めで不用額が毎年発生しているということでいろいろ苦労をされているということは承知しています。そういう中で資材や種苗費など、その辺に関しては年内にもう全て分かっているはずなので、高収益作物については、各生産組合にほとんどの方が入ってらっしゃると思いますので、生産組合経由で複数回直々で具体的に申請の期日や、その申請の要請などについて今年は、どのような感じでやられたのか教えてください。</p> |
| 佐藤主任    | <p>こちらの事業の受付は、6年度中に周知して農家の方々が窓口に来て、申請していただくという方法で行っております。菅原委員おっしゃるように、生産部会を通して期日を決めてというやり方で、3月議会で不用額を減額するというやり方もできなくはないのですが、申請を忘れていたとか、抜けていた、また、忙しくて来れなかつた方もいらっしゃいますので、都度の受け付けにせざるを得ないのかなと考えております。</p>                  |
| 菅原(史)委員 | <p>今現在はそのような体制ですが、生産組合経由で情報をこまめに出して、情報提供と申請日の確認を行い、なるべく多くの方に活用してもらって、不用額が限りなく少なくなれば、村民にとってもプラスに働くと思いますのでその辺について来年度も考えていただければと思います。</p>  |
| 佐藤主任    | <p>各作物の生産班の方からも組合員の皆様にこちらの事業について紹介していただくよう、当局としてもお願いしていたところがありました。生産組合の研修会だったり、総会であったり、職員が参加できる範囲では参加しております。</p>  |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 菅原(史)委員 | <p>今後も役場として参加させていただいて、より一層周知、説明等行ってまいりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>役場の職員の方々が参加される機会はなかなかないかもしれませんので、農協を通じて、申請の期日も含めて、補助金について周知したした方がいいと思いますのでお願ひします。</p> <p>続いて、確認ですが商工振興費で、中小企業振興資金事業がありますが、歳入の際に説明があったか忘れましたが、これは、中小企業法人に対する資金の貸付を行う企業・団体に預託金として1,000万円出していますが、これは、6年度から利用している法人はいらっしゃるのか、どのくらいなのか教えてください。</p> |
| 小形谷主査   | <p>大変申し訳ありません。歳入の説明の際に、関連する歳入予算の説明が抜けておりました。43ページの20款諸収入3項1目の貸付金元利収入のうち備考欄の1番下にあります中小企業振興資金預託金、元利収入1,000万199円こちらが関連する歳入になります。菅原史夫委員おっしゃる通り、1,000万円の預託金に対して利率が0.002%ということで199円の利息をプラスして歳入に入っているところでございます。</p> <p>質問についてですが、令和6年度に関しては新規で1件の方の貸付がございました。</p>   |
| 菅原(史)委員 | 情報発信強化事業の遅延損害金4,800円について説明をお願いします。   |
| 小形谷主査   | こちらにつきましては、流用で対応させていただいていたところでございます。5年度の情報発信強化事業において、フォトコンテストを行っておりますが、そちらに付随する事業として、広告配信業務委託料がございました。その委託料が未払いであることが、6年度中に発覚しまして早急に支払う必要がございました。こちらについては、同じ事業の過年度広告配信業務委託料として30万8,000円をお支払いしていますが、遅延利息が発生したため4,800円の遅延損害金を支払いしているところです。なお、未払いの経緯につきましては、全員協議会等でご説明させていただいた内容のとおりでございます。                     |
| 菅原(史)委員 | このようなことないようにチェック体制も含めてやっていただければと思います。次に観光費の流用について説明をお願いします。  |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 小形谷主査   | <p>こちら 1 つ目 10 節から 13 節への流用ということで 6 万 3,000 円ございます。こちらの流用の理由でございますけれども、秋田ふるさと手作り CM 大賞の CM の作成に当たりまして撮影機材が必要となつたため流用したものでございます。製作者や CM の内容によっては、必要となる機材や消耗品が異なるため、今回消耗品でしか当初予算で組んでいなかつたので流用させていただきまして機材をレンタルして対応したということで、6 万 3,000 円の流用となっております。次の 12 節から 21 節への流用の 5,000 円というのが先ほどご説明しました延滞損害金に係るものということで 4,800 円の支払いがありましたけれども、千円単位での流用になりますので、5,000 円の流用対応をしているものです。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>いずれにしろちょっと細かくて申し訳ないのですが、流用については、一言説明をいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひします。節内流用は問題ありませんが、今後説明をよろしくお願ひします。</p>   |
| 松本委員    | <p>農業委員会費内の県農業会議負担金は、1 円単位までの細かい金額までなっているのは、面積や農業者数など何かの割合で、毎年この金額ぐらいだと思いますが、どのように算出されているのですか。</p>  |
| 澤井事務局長  | <p>県農業会議負担金につきましては、農地面積や農家戸数で県内の各市町村の負担金が決められていまして、ここ最近は同額ですが、円単位までの理由は、総額を円単位まで按分して算出しているものだと思います。</p>   |
| 松本委員    | <p>林業費についてなんですが昨年は 9,800 万ぐらいで今年度の予算では、2,000 万円以上ちょっと 2,500 万円ほど落ちていますが、今後枯れマツを処分するのに何年ぐらいかかるって総額どれぐらいかかるのでしょうか。また、何割ぐらい処分済で何割ぐらい処分しなきゃいけないか教えてください。</p>  |
| 小野主事    | <p>具体的な数量、金額等というもの現段階では把握できていないところではありますけれども、8 年度の県への要望額としては 6,000 万円程度になります。実施箇所につきましては、男鹿琴丘線の北側の一部区間と北の橋から大川道村線の区間の東側に枯れマツが非常にあります 8 年度要望でそちらの箇所を要望しているところです。</p> <p>要望としましては、先ほどお話したとおり 6,000 万円ということで要望していますけれども、この事業に関しましては森林税を活用して県の補助 100%で実</p>   |

| 発言者  | 発 言 要 旨   |
|------|---|
|      | <p>施しているところです。現在県では、クマ対策として、雑木が茂っているところなどをまず優先的に補助金を交付しているところですので、なかなか村の事業に関しての事業の決定額が少なくなっているところです。実際、6年度事業につきましては6,000万円程度で、今年度は県からの補助金が1,000万円ということでかなり減っているところでありますので、このような傾向を見ますとなかなか事業の方はスムーズにいかないのではないかなど考えております。今年度の事業費ベースでいきますと単純計算ですけども、補助事業のみで実施した場合、6年ぐらいかかるのではないかなど考えているところです。</p> |
| 松本委員 | <p>県なり国の補助の金額によって、そこら辺が流動するということですね。危険箇所を把握して、危ないところは優先的にやっていただいていると思いますけれども、村単独ではなかなかできない事業ですし、国・県との補助の額によってやれる範囲が決まってくるとなかなか先も見通せないということですので、その間にまた被害がどんどん進んでいくと思うのでよく注意してどこを優先的にやっていくかっていうところでうまく予算を使つていきながらやっていただければと思います。</p>  |
| 黒瀬委員 | <p>農業振興費の中の認定農業者協議会事業の活動の補助金についてですけれども、こちら実際の活動の内容等、協議会だけではなく、各認定協の活動等もしくは活動への参加人数とわかれれば教えていただければと思います。</p>   |
| 小野主事 | <p>各協議会における人数に関する資料が手元にございませんので後ほど調べてご回答させていただきます。</p>  |
| 黒瀬委員 | <p>各認定農業者協議会の人数だけでなくこの補助金を活用して行った事業内容と、参加者等もわかれればと思いますのでよろしくお願いします。</p>   |
| 小野主事 | <p>併せて後ほど調べた上で回答させていただきます。</p>  |
| 三村委員 | <p>情報発信強化事業の説明で台湾に対応しているというお話をしたけれどこれはどういう効果を狙っていたのかっていうところと効果がどのような効果だったのかっていうところなのですが、ルーラルの計画では、宿泊に関しては、ほぼ計画に近い形だったかと思うのですけれど、モーレンに関しては、計画の50%も達成できていない状況だったと思うのですが、台湾の観光客に対しての観光事業としての効果というのはどのように考えているのでしょうか。</p>   |

| 発言者   | 発 言 要 旨  |
|-------|--|
| 小形谷主査 | <p>台湾チャーター便での出迎えで配布しているという説明をさせていただきましたが、インバウンドに対しての政策はなかなか具体的には行われていないところです。まだ県と各市町村と一緒にになって、県内の情報を発信するということにとどまっているのでそれを配ったから来てくれたといったような目に見えるような形での効果は正直表れていないところです。ホテルでもアウトバウンド・インバウンドを強化していくことで、経営改善計画で謳っておりますが、人員的な不足により、なかなか積極的に行えなかつたと伺っているところでございます。急に台湾からのインバウンドに繋がるということはあります、教育委員会においても、台湾との交流事業等がございますし、まずは様々な形でPRをしていければと考えているところです。</p> |
| 大井委員  | <p>多面的機能支払交付金について内容を教えていただきたいです。</p>   |
| 佐藤主任  | <p>本体交付金の内訳ということでよろしいですか。</p>  |
| 大井委員  | <p>はい。</p>   |
| 佐藤主任  | <p>こちらの交付金ですけども、農地水の組織に全額助成しております、農地水の組織で活動しております。農地に面した箇所の草刈りや草刈りに合わせて雑木の処理、あとは砂利敷の共同活動に関する助成、文化の伝承ということで技術の指導、あとは外来種であるブラックバスを回収して魚粉肥料を製造しています。今思いつく範囲では、こういった内容になっております。</p>  |
| 大井委員  | <p>草刈りや砂利敷きとかそういう部分はあったかなと思いますが、一番大きな割合を占めているのは何になりますか。</p>  |
| 佐藤主任  | <p>事業費に占める一番割合が大きいのは、農地周辺の草刈り、堤防下農地の伐採等に使われております。</p>  |
| 大井委員  | <p>土地改良区を通して支払われたり、直接役場で実施する事業など混乱している部分あるので説明をお願いします。</p>   |
| 佐藤主任  | <p>こちらの発注等につきましては役場ではなくて農地水の組織で行っておりますので、農地水の組織に交付金として約1億9,000万円を活動費として支払い</p>   |

| 発言者   | 発 言 要 旨  |
|-------|--|
| 大井委員  | し、その中で農地水の組織が受注者とやり取りを行っておりますので、村は関与していない状況です。   |
| 佐藤主任  | 内容については土地改良区で把握しているということだと思いますが、この事業というのはいつまで続くといったことは把握されているのでしょうか。                                   |
| 松雪委員長 | こちら国庫補助に村と県も協調助成を行っておりますので、国の制度がある限りは続していくものと思います。終了年度がいつになるかというのは今のところは特に情報入ってきておりません。                |
| 松雪委員長 | 他に質疑ございませんか。<br>【なしの声】<br>ないようですので、農業委員会・産業振興課部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。<br>以上で、農業委員会・産業振興課部門の質疑を終了します。 |
| 松雪委員長 | 休憩します。(10:31)  |

令和7年第5回（9月）大潟村議会定例会  
 令和6年度大潟村決算特別委員会 会議記録  
 【 教育委員会 】

|               |   |            |              |
|---------------|---|------------|--------------|
| 招集年月日         | 令和7年9月9日（火）   |            |              |
| 招集場所          | 役場2階 「第一会議室・特別会議室」  |            |              |
| 開会日時          | 令和7年9月16日（火） 10:45 ~ 12:03  |            |              |
| 出席委員          | 委員長 松雪 照美   | 副委員長 松橋 拓郎 | 委員 松本 正明     |
| (11名)         | 委員 菅原アキ子  | 委員 川渕 文雄   | 委員 黒瀬 友基     |
|               | 委員 菅原 史夫  | 委員 齋藤 牧人   | 委員 三村 敏子     |
|               | 委員 大井 圭吾  | 委員 工藤 勝    | オブザーバー 丹野 敏彦 |
| 欠席委員<br>(0名)  |   |            |              |
| 出席職員<br>(10名) | <p>【議会事務局】<br/>                     事務局長 近藤 綾子</p> <p>【教育委員会】<br/>                     教育長 三浦 智 教育次長 宮田 雅人 主席次長補佐 後藤 克司<br/>                     主査 菅原 美子 主査 佐藤 純子 主任 薄田 穣<br/>                     主任 高橋 真也 主事 竹田 美輝 主事 加茂谷美裕                 </p> |            |              |

|      |        |                                  |
|------|--------|----------------------------------|
| 付託事件 | 議案第48号 | 令和6年度大潟村歳入歳出決算認定について             |
|      | 議案第49号 | 令和6年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について  |
|      | 議案第50号 | 令和6年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について |

| 発言者   | 発言要旨                               |
|-------|------------------------------------|
| 松雪委員長 | 再開します（10：45）                       |
| 松雪委員長 | それでは教育委員会の一般会計歳入部分について、当局の説明を求めます。 |
| 佐藤主査  | 【資料に基づき説明】                         |
| 松雪委員長 | ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めま |

| 発言者   | 発 言 要 旨   |
|-------|---|
| 三村委員  | <p>す。質疑ございませんか。</p> <p>25 ページの保健体育使用料のうちテニスコート使用料についてですが、村外の利用者が令和6年は1,737人で令和5年が利用者316人です。使用料は令和5年度が85,700円なのに対し、令和6年度が56,000円となっております。村外の利用者が大幅に増えているのに、使用料の収入の方が減っているのはどのような理由でしょうか。</p> |
| 菅原主査  | <p>テニスコートの村外の利用者は確かに増えてございます。近年、村民と村外の方の合同チームが増えている傾向があります。現行の運用ではチームの方の半数以上が村民の場合は無料という扱いをしております。そういった事で村外利用者が増えても、使用料が増えていない要因となっております。</p>   |
| 三村委員  | <p>村外の方との合同チームであっても、半数以上が村民の場合は無料という扱いをしているとの事ですが、今後もこの運用は続けていくのですか。</p>  |
| 菅原主査  | <p>はい。当面はこの運用を続け、体育館の増改築が完了した時点で料金の見直しも含め検討したいと考えております。</p>   |
| 黒瀬委員  | <p>23 ページの学校給食費のうちの教育費負担金の中ですが、3名の方は村外から通学しており、それぞれの自治体が給食費を負担しているという事でしょうか。</p>  |
| 佐藤主査  | <p>3名の方については、男鹿市に住まれている方と、潟上市に住まれている方があります。男鹿市に住まれている方は一旦払っていただいて、男鹿市から支払っていただくという形をとっております。潟上市は市の負担がありませんので、その方は実費で払っていただいているという形になります。</p>  |
| 松雪委員長 | <p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>   |
| 松雪委員長 | <p>ないようですので一般会計の歳入部分についての質疑を終わります。次に一般会計の歳出部分について当局の説明を求めます。</p>  |

| 発言者                                  | 発 言 要 旨   |
|--------------------------------------|---|
| 佐藤主査<br>菅原主査<br>高橋主任<br>薄田主任<br>竹田主事 | 【資料に基づき説明】  |
| 松雪委員長                                | ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。  |
| 松本委員                                 | 151 ページの英語教育推進事業について、ALT の方がいらっしゃいますが、近年は毎年のように変わられていると思います。過去には、コロナ禍もあって長い期間、勤務されていた経緯があります。その際は子どもも ALT の方と密にコミュニケーションを取る事が出来て英語教育の向上に繋がったと思っております。ALT を募集する段階で複数年という条件を付けるのは、なかなか厳しいと思いますが、ある程度の年数勤務していただいた方が子供たちもコミュニケーションも取りやすく、英語教育は生きると思いますが、教育委員会としては単年度より複数年の方が望ましいという考えでしょうか。それとも仮に単年であってもしょうがないという考えでしょうか。 |
| 後藤主席次長<br>補佐                         | 募集の段階で複数年を条件に加えるのは難しい状況となっております。前回複数年勤務した方については、その方自身が複数年勤務する事を希望したという背景があります。教育委員会としては複数年勤務していただけたら幸いです。また、仮に単年であっても中学校に限らず小学校やこども園とも交流をしたりと濃密な活動をしていただきたいと考えております。  |
| 菅原(史)委員                              | 153 ページの大潟村奨学金貸与事業について、事業利用者は何名ですか。   |
| 薄田主任                                 | はい。本事業の利用者ですが 3 名となっております。  |
| 菅原(史)委員                              | 令和 6 年度に限らず、事業利用者は何名となっていますか。   |
| 薄田主任                                 | 令和 6 年度決算の対象者としては 3 名となっており、令和 6 年度に申請をし令和 7 年度から事業対象となった方を合わせますと 8 名となっております。  |
| 菅原(史)委員                              | 歳入の質問で申し訳ありませんが、25 ページの体育館使用料に滞納繰越と   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 菅原主査    | <p>ありますが、どのような状況だったのでしょうか。</p> <p>体育館使用料の滞納繰越についてですが、村外の方が2月に体育館を利用し、翌月に納付書を発送しましたが、期日までに入金が確認されなかったため、その後督促をしましたが、出納閉鎖期間までに入金がなかったというものです。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>なぜ、使用料の滞納という事案が起きたと考えていますか。</p>  |
| 菅原主査    | <p>体育館使用料ですが、使用後に納付書による後払清算となっております。今回の場合は2月の使用であり、その場合の納付書送付は3月とタイムラグが生じております。その後に使用者が支払いを失念していたという事も重なり、出納整理期間内に納付されなかったというものです。</p>          |
| 菅原(史)委員 | <p>滞納繰越の対象件数は1件ということですが、19,400円という金額が高額のように思えますが、どうでしょうか。</p>   |
| 菅原主査    | <p>対象案件はバスケットコート2面分を丸1日貸切ったものです。また、2月ということで暖房を使用したことから、このような利用料金となりました。</p>   |
| 工藤委員    | <p>177ページの生涯スポーツ活動推進事業について、この事業は村民や村内スポーツ団体が東北大会や全国大会に出場した際の派遣費補助事業でしょうか。</p>   |
| 菅原主査    | <p>そのとおりです。</p>   |
| 工藤委員    | <p>この事業は、同じ方や団体が2年連続で利用することが出来ないと把握しておりますが、そうでしょうか。また、それは何か取り決めのようなものがあるのでしょうか。</p>   |
| 菅原主査    | <p>生涯スポーツ活動推進事業については、要綱を定めたうえで運用しております。その中で、一般の部については、2年連続での交付は対象外とし、中学生や高校生といった学生は連続であっても対象とすると定めております。</p>                                    |
| 工藤委員    | <p>補助対象者が、同じ競技で違う大会に出場した場合であっても対象とならないということでしょうか。</p>   |

| 発言者    | 発 言 要 旨   |
|--------|---|
| 菅原主査   | これまでそのような事案が発生しておりませんでしたので、今後はそのようなケースも念頭において整理いたします。   |
| 黒瀬委員   | 歳出の様々な目に記載されているコピー機の流用ですが、詳しく説明をお願いします。   |
| 薄田主任   | コピー機のアカデミックプランというものでございますけれども、定額料金を払うことによって、カラーコピーであっても白黒コピーと金額差が無く、使用できる契約となっております。予算流用についてですが、昨年度からこのような契約を初めて締結したということもあり、我々も予算査定の中で正確な予算を把握出来ずに不足額が生じて、予算流用したというものでございます。料金体系につきましては当然ですね通常の契約よりは高い契約内容になっておりますが、先ほど申しあげました通り、カラーコピーを多く使うようであれば、最終的には割安感があるというもので、昨年度1年間利用しまして学校、公民館共に全戸配布の通知や会議資料にも遠慮なくカラーコピーを使用出来ることから大変満足しております、住民や会議出席者の評判も良いと感じております。我々としては費用対効果を十分得られている事から今後も、継続的にアカデミックプランでの契約を締結したいと考えております。 |
| 黒瀬委員   | 10節の需用費からの流用となっておりますが、何か理由がありますか。   |
| 宮田教育次長 | 流用時点において最も不用額が生じる可能性がある節から流用したというものであって何か特別な理由がある訳ではございません。   |
| 松雪委員長  | 他にございませんか。  |
| 松雪委員長  | 【なしの声】  |
| 松雪委員長  | ないようですので教育委員会の一般会計の歳出部分についての質疑を終わります。   |
| 松雪委員長  | 休憩します（12：03）  |

令和7年第5回（9月）大潟村議会定例会  
 令和6年度大潟村決算特別委員会 会議記録  
 【総括審議】

|               |                          |              |              |
|---------------|--------------------------|--------------|--------------|
| 招集年月日         | 令和7年9月9日（火）              |              |              |
| 招集場所          | 役場2階 「第一会議室・特別会議室」       |              |              |
| 開会日時          | 令和7年9月16日（火） 13:30～14:41 |              |              |
| 出席委員<br>(11名) | 委員長 松雪 照美                | 副委員長 松橋 拓郎   | 委員 松本 正明     |
|               | 委員 菅原アキ子                 | 委員 川渕 文雄     | 委員 黒瀬 友基     |
|               | 委員 菅原 史夫                 | 委員 斎藤 牧人     | 委員 三村 敏子     |
|               | 委員 大井 圭吾                 | 委員 工藤 勝      | オブザーバー 丹野 敏彦 |
| 欠席委員<br>(0名)  |                          |              |              |
|               |                          |              |              |
| 出席職員<br>(28名) | 【特別職】                    |              |              |
|               | 村長 高橋 浩人                 | 副村長 小澤菜穂子    | 教育長 三浦 智     |
|               | 【監査委員】                   |              |              |
|               | 代表監査委員 佐々木秀樹             | 事務局長 近藤 綾子   |              |
|               | 【総務企画課】                  |              |              |
|               | 課長 石川 歳男                 | 課長補佐 遠藤 有子   | 主査 庄司都志哉     |
|               | 主査 畠山 友伴                 |              |              |
|               | 【税務会計課】                  |              |              |
|               | 課長 近藤 比成                 | 主査 宮田 文美     | 主査 石川 猛      |
|               | 【福祉保健課】                  |              |              |
|               | 課長 北嶋 学                  | 課長補佐 進藤 智哉   | 主事 安田 麻鈴     |
|               | 【生活環境課】                  |              |              |
|               | 課長 薄井 伯征                 | 主査 荒関 智彦     | 主査 平ノ内 亮     |
|               | 主査 佐藤 洋平                 |              |              |
|               | 【農業委員会】                  |              |              |
|               | 事務局長 澤井 公子               |              |              |
|               | 【産業振興課】                  |              |              |
|               | 課長 伊東 寛                  | 課長補佐 小林 豊    | 主査 小形谷範子     |
|               | 主任 佐藤 真悟                 | 主事 小野 舜      |              |
|               | 【教育委員会】                  |              |              |
|               | 教育次長 宮田 雅人               | 主席次長補佐 後藤 克司 | 主任 薄田 穣      |

|      |          |                                    |
|------|----------|------------------------------------|
| 付託事件 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度大潟村歳入歳出決算認定について             |
|      | 議案第 49 号 | 令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について  |
|      | 議案第 50 号 | 令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について |

| 発言者   | 発言要旨  |
|-------|---|
| 松雪委員長 | 再開します。(13:30)   |
| 松雪委員長 | <p>休憩前に引き続き会議を進めてまいります。</p> <p>当特別委員会に付託のありました議案第 48 号から議案第 50 号までについて総括質問に入りますが、その前にこれまでの審議の中で説明を保留にしていた項目について、当局の説明があればお願ひいたします。</p>  |
| 小形谷主査 | <p>農業委員会産業振興課部門において保留にしておりました質疑意見について、お答えいたします。道の駅急速充電器の年間の利用時間についてですが、令和 2 年 3 月から令和 3 年 2 月までが 11,330 分</p> <p>その翌年、令和 3 年 3 月から令和 4 年 2 月までが 12,515 分</p> <p>その翌年、令和 4 年 3 月から令和 5 年 2 月までが 17,038 分</p> <p>その翌年、令和 5 年 3 月から令和 6 年 2 月までが 12,905 分</p> <p>ということで、その年度ごとにおいては、分析の方は行っておりませんが、多少の増減があるということでご理解いただければと思います。</p>                                   |
| 小野主事  | <p>黒瀬委員の質問にありました各認定協の活動内容と参加人数について報告させていただきます。</p> <p>まず活動内容につきましては、各協議会ともに研修を行っております。主な研修先としましては、農機メーカーや種苗交換会へ行っております。</p> <p>各協議会の参加人数ですが、第 1 が 6 名、第 2 が 15 名、第 3 が 9 名、第 4 が 10 名、第 5 が 10 名、第 6 が 8 名、第 7 が 8 名となっております。</p> <p>また第 2 認定協におきましては、ほ場巡回による勉強会を行っておりまして、こちらは 20 名が参加しております。</p> <p>また第 6 認定協におきましては技術検討会を行っておりまして、こちらに 11 名が参加している状況となっております。</p> |
| 黒瀬委員  | 連絡協議会から各認定協への補助は一律でしたでしょうか。そこがわかれれば教えていただければと思います。  |

| 発言者   | 発 言 要 旨   |
|-------|---|
| 小野主事  | 一律で第1から第7まで22万5,000円交付しております。   |
| 黒瀬委員  | これまでも言っていますが、活動の人数だとか、どうしても違ってきておりますので、そのあたりを今後検討いただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。   |
| 小野主事  | ご指摘のとおり、各協議会において人数のばらつきがありますので、今後検討してまいります。   |
| 松雪委員長 | 次に議案第48号、49号、50号の総括質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。   |
| 黒瀬委員  | 歳入の財産貸付について、建物に関して物価上昇の中、維持費も高騰しているので、他の自治体の例も参考にしながら財産評価に応じた設定から見直ししていただきたいです。その上で産業振興の観点から減免が必要であればそこは規定を設けて減免するなど検討してほしいと思います。   |
| 石川課長  | 現状は公有財産台帳価格に一定の率を乗じて出していますが、大規模な修繕あるいは改修等が行われた場合には適正な価格を反映させるなど、他の自治体の例も参考にしながら、適正な価格を検討してまいりたいと思います。<br>財産貸付等、新たな産業振興策という面から、減免についても並行して考<br>える必要があろうかと思いますので、あわせて検討させていただきたいと思<br>います。                  |
| 齋藤委員  | 有害鳥獣駆除事業について質問がございます。<br>箱わなの購入費補助金という形で27,700円と上がっておりますが、大型のクマとか猪等も最近村内に出てくることもありますし、その場合おそらく箱わな等を仕掛けて、まずは捉えることを試みるというのがあるかと思いますが、補助金と書いてあるのでこれは村が箱わなの購入の費用に補助金を出しているのか、とすれば残りの部分は獣友会等が支払っているという認識でしょうか。 |
| 小野主事  | こちらは箱わなを設置する個人の方に対して補助を行っているものになつ<br>ております、箱わなの購入費の税抜きの2分の1を補助しております。また、<br>上限額は7,000円となっております。   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
| 齋藤委員    | <p>箱わなは大型のものを捉えるものかと思っていましたが、大型のクマとか猪を取るような箱わなは結構高いと思います。10万円ぐらいするようなものかと思っていましたので、補助額が小さいと感じます。村もいくつか箱わなを仕掛けていると認識していますが、それについての補助もやはり、個人の方が大半を出して半分、上限の7,000円分だけを補助しているという形でしょうか。</p>   |
| 小野主事    | <p>個人の方に対しての補助になります。こちらの箱わなに関しては、村や県が許可した、小型鳥獣、ハクビシンなどに対する箱わなの設置に係る費用を補助しているものとなります。</p>  |
| 菅原(史)委員 | <p>村長にお聞きしたいのですが、予算時に8つの重点施策ということで、60周年を契機にした村づくり計画、農業振興対策、子育て支援教育の充実、地域福祉の充実、健康づくりの推進、脱炭素施策の推進、移住定住の促進、生活インフラの整備ということで、この8項目を重点施策として予算を組み、その結果が今回の決算ということですが、この重点施策の評価についてお聞かせ願いたいと思います。</p>   |
| 高橋村長    | <p>予算では大きな8項目を掲げ、具体的な施策を進めてきたところです。特に昨年は60周年という節目の年であり、特に入植者世代が集まる機会になり、多くの方が参加してくれて非常によかったです。昨年は第3期村づくり計画の策定開始年度にあたり、それに合わせて今後どのような村づくりにするかというワークショップやアンケート調査などを行い、今後の村づくりについて検討を進めることができました。</p> <p>また、農業やインフラ整備、福祉については新しいことはありませんでしたが、予定していた事業をほぼ進めることができ、よかったです。</p> <p>教育においては体育館の基本設計を終えることができました。村民の意見もある程度反映させながら、物価高の中で新たに建てるということではなく、増改築を行い、長く使ってもらうための方向付けもできてよかったです。</p> <p>そういうことからすると予算段階で提示したものはほぼ執行できたと思っておりますが、いろいろ監査で指摘を受けたものもありますので、点数でいくと80点と思っております。</p> |

| 発言者     | 発言要旨  |
|---------|---|
| 菅原(史)委員 | <p>予算執行の観点からみるといいとは思います。</p> <p>将来のことを考えると人口減少への取り組みについてどう向かうのか単語は入っていませんが、やはり重要な話だと思いますのでぜひ検討をお願いしたいです。農業振興についても、農業の村として米価に引きずられるのは仕方ないとはいって、将来についてどう進めるのか示してほしいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>  |
| 高橋村長    | <p>人口減少対策としては定住化が非常に重要なことと考え、新たな分譲地を造成し、先日も、第1回目の公募があり約半分の入居予定者が決まりました。予想以上にニーズがあり、定住化に繋がり良かったと思っております。残り半分が決まった後はどうするか、前もって検討が必要と感じています。</p> <p>少子化についても国も様々な事業を具体的に示していますので、村でも特徴ある子育て支援策を示していかないといけない時代だと考えていますので、来年度予算に反映させたいと思っております。</p> <p>農業振興については令和9年度からの新たな方向を国で整理しているようです。いつまでもこの米価が続く保証はないので、産地として広く認知され付加価値の付く産地づくりが大事だと思います。国の政策もみながらしき取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> |
| 菅原(史)委員 | <p>地域福祉の向上ということでいろいろな施策をやっていかなければならぬ反面、国営事業のことも考えていかなければならぬと思います。あと17,8年で償還がはじまるというなかで、今年度で1億8,000万円くらいの剰余金の状況で将来の償還に係る財政的な懸念について考えを伺いたいです。</p>   |
| 高橋村長    | <p>村は財政指標の数値は悪くありませんが、事業が終了してからの償還ということで、基金を積むだけではなく国債により、定期預金よりも良い利回りでの運用を実施しています。今後、決算の状況によっては、基金の積み増しなど考えていきたいと思っております。</p>  |
| 松本委員    | <p>令和6年度の国保の事業のことについてお聞きします。</p> <p>県の方の激変緩和というか、令和5年度は基金を取り崩して何とか行ったところを、令和6年度は納付金が減った分約3,600万積み立てたと思います。米価が上がって農家収入が上がってということで、国保の上限も、またさらに上がってということで、昨年度は米価が若干上がって、今年度は今の米価が3万円を超えてくるとなると、相当収入が上がり、国保に加入している方で</p>   |

| 発言者  | 発 言 要 旨   |
|------|---|
|      | <p>国保税の上限に行く人の割合が恐らくどんどん増えていくと思います。そうすると、納付金の金額次第かもしれません、上限に張り付く人が多くなれば、中間所得の人の納付金額が上がってくるのではないかと若干危惧はしております。</p> <p>令和 15 年に、県で統一した保険料になるというところで、まだ 7 年 8 年ぐらいありますけれども、国保の運営に関しては常々伝えていたことで県の方も激変緩和の部分で補填してくれた状態になりましたけども、米価の高騰で農家収入が上がって、国保の上限も上がってとなると、逆に国保運営のこの納付金自体、上がるか下がるかっていうところは分かりませんが今の状態の米価だとしたら、今まで約 4 割が上限だと言っていましたが、更に増えるのでしょうか。これによって、納付金自体は変わらなくても、中間の人が納めなければいけない国保料金というのが上がってくるのか、見解を教えてもらいたいです。今年は 3,600 万積み立てしましたけども、農家収入が上がって国保のところが 104 万円あたりのところで上限に張り付くと、納付金額が多くきてもそれ以上払えませんから、中間の人がそれを補わないといけないということが想定されますが、この辺の見解というか、どうなっていくのか、国保の運営というのを米価の上がり下がりで不安定な状態になっているところかなと思いますが、その点について教えてください。</p> |
| 北嶋課長 | <p>従前より県の方針をお話しておりますが、米価とか所得の上昇とか、そういう形になったとしても、令和 6 年度に策定された秋田県の国保の運営方針の中では、納付金への関係もありますが、一定の水準を超えた市町村に対しては、激変緩和分の交付金が交付されるということになっております。上限にいく人が増えるのではないかというお話なのですが、令和 7 年度において、所得割等の税率を下げている状況にはなっております。6 月議会の中で承認されますが、調整をしても上限となる世帯はあるわけなので、なるべく中間層にも配慮した税額の設定を心がけていきたいと考えております。</p>  |
| 高橋村長 | <p>県の激変緩和措置は令和 12 年まで続くということで、県と合意しています。その間例えば、今回の村の米価が上がったことで農家所得が増えるというときに、国保税収としては相対的に増えるので、それが上がったにしても、県はずっと激変緩和を続けてくれることは合意のもとです。ですから、単年度で多く税収が増えれば、その分は基金として国保の積み増しをすることにしています。</p> <p>先ほど北嶋課長が言ったように、今年度の予算においてもですが、農家収入</p>   |

| 発言者  | 発 言 要 旨  |
|------|--|
|      | <p>の増が見込まれましたので、将来的な全県統一を見据えてそれぞれの税率の緩和できる部分を緩和しました。ただあまり極端に緩和しすぎると反動がきますので、ほぼ限界なのかなと考えています。決して所得が多い人が増えてその分が中間層に影響ということはありませんので、少し今年度は緩和したということです。来年度再度精査して、いくらかでも緩和できるのはしながらも、ただそれが将来の統一の支障になるようなことがあれば元も子もないで、そうではない形でやっていくというのと、資金が多く残るのであれば、基金に積み増しして今後に備えるようにしていくことで進めることにしています。</p>   |
| 松本委員 | <p>令和 15 年に県統一するというところは変わりないですか。早まるとか遅くなるとかということは変わりないですか。</p>   |
| 北嶋課長 | <p>現在のところは、最終年度は令和 15 年ということにはなっておりません。ただ諸々の状況によりまして、早まる可能性もあるかもしれません、今のところは令和 6 年度に策定された運営方針でいくというふうには聞いております。</p>  |
| 松本委員 | <p>村長の答弁にあったように、県で統一したときと村との差が極端に違わないということは、ある程度長期的に考えてそこに向けてやっていかなければならないということですが、この間、大潟村の中で農家収入は、米価の乱高下が 2、3 年は上がったり下がったりというところで、非常に読みづらいところがあると思います。今は令和 7 年ですから、あと 8 年間、少なくとも 5 年ぐらい前からは県統一に向けて、ある程度想定しながら、県に合わせていくのか、村に合わせてもらうのか精査しながら、国保を運営し、その間今回みたいに 3,600 万の積立金、今まで 1 億以上ありましたので、それに戻すことも必要ですが、うまく考えていかなければ、急な激変ということになると、やはり住民も混乱すると思いますので、長期的にやっていただければと思います。</p> |
| 高橋村長 | <p>おっしゃるとおりで、将来統一することはもう決まっていますので、その統一に向けて今から準備できるものは準備しながら、しっかり調整して対応していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>   |
| 松本委員 | <p>午前中の産業のところでも林業のお話で質問させてもらったのですけれども、松枯れ等がひどくてこれの処理に時間がかかっているところであります。県・国の補助金によって処理のスピードが全然変わってくるので、一概にあと何年ぐらいかかるのかと言っても、5~6 年かそれぐらいかそれは予算次第な</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨   |
|---------|---|
|         | <p>のでわかりませんという話なのですから、やはり目に見えて松枯れの木があるのがわかっていますし、最近でも強風で木が倒れることがあると思います。</p> <p>村単独でやれるところは限界があると思いますし、国・県の補助金によってそのスピードも違うと思います。ただ、計画としては立てていると思いますけど優先順位をつけないといけないところは午前中に答弁いただいたのですが、県の予算と国の予算、村が出せる予算があると思いますが、どんどん進行し枯れていくところがありますし、最近の気象においては倒木で毎年のように木が倒れてきているところもありますし、交通の障害になるようなところはしっかりと計画を立てて、国・県の予算が少なくとも優先順位をつけてしていくべきだと思います。今年計画を立てたとしても、被害が進んでいたとしたら、見極めないと、想定しているよりも早く被害が出るとか、毎年、木を注視して見ていかないと、想定していると思いますし、午前中に聞いたのは、クマの被害が出ているので、その隠れ家になるような木の伐採を県が進めているため、予算が減っていると聞きましたが、優先順位を毎年変えつつ、被害を受けた木の処理に関して計画をしっかりと立てていっていただきたいなと思います。</p> |
| 高橋村長    | <p>6年度の決算に比べると今年度は県からの補助金が5分の1に減らされて、非常に厳しい状況です。</p> <p>そういったこともありますし、県にも要望書を提出して来年度予算を増やしていただくようにしているところですが、委員のおっしゃったようなことを県から言われています。県には令和5年、6年度に近づけていただくように今後もお願いをしていきます。</p> <p>ただ、危険な箇所というのは予算の有る無し、県の補助金が有る無しではなく、村単独でもやらざるを得ないので、危険な箇所を特定しながら優先順位をつけて、対応していきたいと思っております。</p> <p>今年度も村単独で予算をつけて対応をしていますので、引き続き県の補助の金額を見ながらも、それを超える場合でも、村単独で危険な箇所については対応していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。</p>  |
| 菅原(ア)委員 | <p>午前中に質問させていただいたのですけれども、14日の朝に村民センターの北側入口の、いつも車の出入りする、人が歩くところの横に大木が根こそぎ倒れています、ちょうど連休中でしたのでびっくりしました。</p> <p>前の日強風でやられたと思うのですが、連休でしたので、会議もなく、車の出入りもなく本当によかったですと思っておりますけれども、それに関して優先順位ももちろんあります。</p>  |

| 発言者  | 発 言 要 旨   |
|------|---|
|      | <p>住宅内の総中内とか住区の要望が色々ありますけれども、墓地公園に関しても、以前から村民よりの要望があり、墓地公園の東側は全部伐採して安全な状況なのですが、西側の枯れ木は長さがあるので、倒れてきた場合、墓地になっていますので、相当な被害になると思います。そのときに自然災害だから仕方ないではなくて、予防するのが予算措置をする村の責任もあると思いますので、そういう村民の不安を解消するような措置をぜひお願いしたいと思います。</p> <p>それで令和7年度にそういう計画をされているということを担当の方からおっしゃっていただきましたので、ちょっとほっとしていますが、こういう倒木というのは計画が無いときに急に起るのが常でして、村民の不安をぜひ解消に向けて、県や国の予算や補助がなくても、先ほど村長がおっしゃるように、村としても単独でもやらざるを得ない状況であるということを聞いて本当にほっとしておりますが、村民の不安を解消するような対応策をぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p> |
| 高橋村長 | <p>村民センターの倒木は自分も見てびっくりしました。</p> <p>枯れている木というのは、いつ倒れるかというのはわからないところもあるので、本当に委員のおっしゃるように特に枯れてる木については優先順位をつけてしっかり危険な箇所を排除するように引き続き取り組んでいきたいと思いますし、そういう情報があればぜひ村の方にも届けてもらえば対応もしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。</p>   |
| 黒瀬委員 | <p>自然エネルギー100%の村づくり推進事業ですが、地域活性化企業人負担金の支出がありますが、どういった企業から人材派遣していただき、どういった事業を担当していただいた方になりますでしょうか。</p>   |
| 佐藤主査 | <p>令和6年度の地域活性化企業人につきましては、シン・エナジー株式会社から来ていただいた方の分となります。主に脱炭素事業としてオーリス関連の業務に従事していただいておりました。</p>   |
| 黒瀬委員 | <p>この地域活性化企業人の件ですけれども、先日、別の会議で村長の方からも説明がありましたが、本来は来ていただいて村の事業の方を行う方だと思うのですけれども、派遣元企業が受注した案件の受注側としての動きもされていたというようなお話しをしていたかと思います。例えば、特定の事業のプロポーザルであったり、入札の事務が行われている中で、村や国のお金で来ている方</p>   |

| 発言者  | 発 言 要 旨  |
|------|--|
| 高橋村長 | がその事業を企業側のスタンスで担うというのは、公平性に問題があるのではないかなどと思うのですけど、その点どのようにお考えでしょうか。   |
| 黒瀬委員 | <p>業務を行う上で、仕様の決定や入札などの事務に関わる部分では、直接本人が関わることはないように取り組んできたところです。</p>   |
| 高橋村長 | <p>関わることないとおっしゃいますけれども、会社自体も小さく、村としても事業に関わる人が限られる中で、非常に疑念を持たれる可能性はあるのではないかなど思います。地域活性化企業人に関しては、国の事業として、そういった知見を持った方が各地域に来ていただいて活躍していただくという事業の意義はわかるのですが、これだけいろいろなところで人が足りないと言われて中で、企業が地域に来る理由がその地域貢献といった純粋な会社もあるのでしょうかけれど、やはりそこから何らかの関係性を持ちたいとか、その事業に関連するようなところで地域に入っていきたいっていう目的もなくはないと思います。</p> <p>ですので、村として、外部からどう見られるかという部分をシビアに見て、すべてが善意だけではないという可能性も考えながらやっていかないと疑念を持たれるのではないかと思うのですがその点いかがでしょうか。</p> |
| 黒瀬委員 | <p>村としては地域熱供給であったり太陽光であったり、専門的な知識を有する人材を求めていたということがあり、そういう意味ではお互い一致して村に来ていただいた経緯があります。ただ、黒瀬議員おっしゃるような側面もありますので、今後において地域活性化企業人として村で採用する場合はそういった点も配慮していきたいと思います。</p>   |
|      | <p>分かりました、よろしくお願ひします。</p> <p>もう一点、自然エネルギー100%村づくり推進事業で、株式会社オーリスの事業を見ると、当初の熱供給のプロポーザルに関しても、今、説明した通りにシン・エナジー株式会社と特定非営利法人環境エネルギー政策研究所の共同体ということで、その地域活性化企業人として来ていたところが、事業をやることになっており、かつ、株式会社オーリスの株主でもあるというような状況もあります。その後の太陽光発電の実施設計においても、シン・エナジー株式会社が同じく受注し、その後のオンサイトの太陽光発電事業の1期目2期目に関しても、株式会社オーリスに出資している関連会社が受注しているということで、入札はしているのでその会社の企業努力になろうかと思いますが、疑念を</p>   |

| 発言者  | 発 言 要 旨  |
|------|--|
| 高橋村長 | <p>持たれる可能性が高いため、例えばスケジュール的にも他の事業者が十分に検討できる余地のあるような形で事業計画を進めていっていただきたいといけないと思うのですが、その点どのようにお考えでしょうか。</p> <p>熱事業についてはプロポーザルという形で公募し、そのプロポーザルに応じたのはシン・エナジー株式会社と特定非営利法人環境エネルギー政策研究所の共同体1社しかなかったということあります。</p> <p>一方、太陽光においては、設計の入札についてシン・エナジー株式会社が落札して設計を進めました。その後、工事の入札は複数の事業者が応札したと記憶しています。またその他の太陽光の設計については、既に終わった部分は、シン・エナジー株式会社が請け負いましたが、これからの方についても、その都度入札の執行を適正に行いますのでどうかよろしくお願いします。</p>  |
| 黒瀬委員 | <p>太陽光の実績に関しては、シン・エナジー株式会社含めて数社の入札ということだったのですけれども、直接そこに関わっているかどうか分かりませんが、先ほどの地域活性化企業人として、その人がその事業者側をやっていたとすると、その人件費が浮いてきたりすると思います。その部分の入札などの公平性はやっぱり指摘される部分かと思いますので、その部分はしっかりとやっていただきたいと思います。</p> <p>あと、太陽光発電で確かに2社入札にはなっております。ただ、ここに関わってない太陽光発電の事業者に聞くと、その入札が出て半年足らずの納期で、果たして本当にパネルが調達できるだろうかという懸念を皆さん抱かれていました。そういう部分は、やはりこれを聞いたところで業者がきちんと企業努力していただいたって話になるのでしょうかけれど、業界内で疑念を持たれる、不信感を持たれるという状況はあまり良くないと思いますので、さらに公平性や透明性が出るような事業のやり方、入札事務をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> |
| 高橋村長 | <p>その時々で調達しづらい資材があり、ルーラルのときは蓄電池が一番難しい状況でした。パネルについては、それほど難しいということではなかったと思いますし、また今は変圧器の調達が難しいといった状況です。落札した業者のそういう努力もあるかと思いますが、その都度いろんな状況がめまぐるしく変化している中、そういう点では落札した事業者がよく頑張ってくれたなども思っております。</p>   |

| 発言者     | 発 言 要 旨  |
|---------|--|
| 菅原(史)委員 | ふるさと納税について、村に住んでいる人が他の自治体にふるさと納税すると当然税の減収になってくると思うのですが、その傾向などについて把握し、いろいろと検討しているのか教えてください。   |
| 松雪委員長   | 休憩します。 (14 : 25)<br>再開します。 (14 : 28)   |
| 石川課長    | <p>令和 6 年度のふるさと納税の決算額は 1 億 3,000 万円ほどございます。</p> <p>一方、流出についてですが、令和 5 年度でみますと 200 万円ほどでして、2023 年の大潟村の流出額は 265 万円、2024 年の流出額は 531 万円と出ています。</p> <p>これでいきますと村の流出額は寄附額に比べるとそれほど大きくないと思います。</p> |
| 菅原(史)委員 | 確かにふるさと納税のこちらにいただく額と流出する額を比較すると低いですが、増えているということは気になります。そのあたり、頭の片隅に入れておく必要があると思いますので、よろしくお願ひします。  |
| 石川課長    | 流出額については、税務会計課に確認し、令和5年度200万ほどというのは、確認しておりましたが、令和6年度の500万円ほどは把握しておりませんでした。2020年から3, 4年は200万円ほどでしたが、昨年度少し大きくなっているということがありますので、寄附をいたすこととともになるべく村民の方が村に税金を納めていただけるような充実した施策の実施に努めたいと思います。     |
| 大井委員    | 今回、決算委員会をやってみて、新しい技術が入ってくると単純に仕事が楽になるというわけではなく、技術を覚えるためのスキルを得るために研修等を重ねる必要があるわけで、これからは男性の職員も安心して育休を取れる職場環境を考えいかなければならぬ中で、職員の人数の不足を改革していくかなければならないと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。                   |
| 高橋村長    | 一般質問でもあったように、産休育休や、病気で長期離脱することや若い職員の退職などの傾向もあり、以前と働き方の考えが社会全体で変わっていると思います。   |

| 発言者   | 発 言 要 旨   |
|-------|---|
|       | <p>そうした中で、家庭に関わる休暇は後押ししてやることが大事だと思いますので、しっかり取らせるようにしたいです。若い人が少し余裕を持って研修ができたり、村の業務を覚えたりする期間を設けるとなると、現状ではきついので定数を増やして見直しする必要があると感じているところです。</p> <p>全体の定員管理計画を立てて議会にも相談しながら見直ししたいです。</p> <p>職員の定年延長もあり、長く働くことのバランスも勘案しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> |
| 大井委員  | <p>人を増やすのは必然かと思いますが、村内の雇用と村外からの通勤どちらも大事だし、魅力ある職場というものを発信していかなくてはいけないと思います。</p>  |
| 高橋村長  | <p>魅力ある働きがいのある職場づくりというのは大事だと思いますし、若者がそもそも受験してくれないということもあるので、役場で働いてみたいと思う状況づくりが大事だと思います。</p>   |
| 松雪委員長 | <p>他にございませんか。</p> <p>【なしの声】</p>   |
| 松雪委員長 | <p>ないようですので質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>原案に反対の方の発言を許します。</p>  |
| 松雪委員長 | <p>【なしの声】</p> <p>原案に賛成の方の発言を許します。</p> <p>【なしの声】</p>   |
| 松雪委員長 | <p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手によって行います。</p> <p>議案第 48 号「令和 6 年度大潟村歳入歳出決算認定について」、認定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>  |

| 発言者   | 発 言 要 旨  |
|-------|--|
| 松雪委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 48 号は全会一致をもって、認定すべきものと決しました。</p>                    |
| 松雪委員長 | <p>次に議案第 49 号「令和 6 年度大潟村簡易水道事業会計の利益処分及び決算認定について」、可決及び認定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>    |
|       | <p>【全員挙手】</p>  |
| 松雪委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 49 号は、全会一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。</p>                |
| 松雪委員長 | <p>次に議案第 50 号「令和 6 年度大潟村公共下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」、可決及び認定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>   |
|       | <p>【全員挙手】</p>  |
| 松雪委員長 | <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 50 号は、全会一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。</p>                |
| 松雪委員長 | <p>以上で、当委員会に付託のありました案件はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和 6 年度大潟村決算特別委員会を閉会いたします。</p> |
|       | <p>(閉会 14:41)</p>  |

| 【 署 名 欄 】          |             |
|--------------------|-------------|
| 松 雪 照 美<br>委 員 長   | ( 委 員 長 )   |
| 松 橋 拓 郎<br>副 委 員 長 | ( 副 委 員 長 ) |
| 松 本 正 明<br>委 員     | ( 委 員 )     |
| 菅 原 ア キ 子<br>委 員   | ( 委 員 )     |
| 川 渕 文 雄<br>委 員     | ( 委 員 )     |
| 黒 瀬 友 基<br>委 員     | ( 委 員 )     |
| 菅 原 史 夫<br>委 員     | ( 委 員 )     |
| 齋 藤 牧 人<br>委 員     | ( 委 員 )     |
| 三 村 敏 子<br>委 員     | ( 委 員 )     |
| 大 井 圭 吾<br>委 員     | ( 委 員 )     |
| 工 藤 勝 員<br>委 員     | ( 委 員 )     |